

第3次こおり男女共同参画プラン



令和5年3月

桑折町

はじめに

桑折町は、総合計画「献上桃の郷 未来躍動プラン」に掲げる「みんなが幸せを実感できる 元気なまち こおり」を将来像に掲げ、「住み続けたいまち 住みたいまち」として選ばれる町を目指してまいります。



現在、超少子高齢化や人口減少時代の到来、ライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く社会環境は、大きく変化しています。こうした中、町が抱える課題に対応し、一人一人が幸せを実感できる、誰一人取り残さない持続可能な町を創造していくためには、町民みんなが、性別に捉われることなく、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。

本町では、平成 15 年に「こおり男女共同参画プラン」を策定し、平成 25 年には、東日本大震災による災害対応や原発事故災害からの復旧・復興対策を進めるため、防災や復興における男女共同参画の必要性を踏まえた「第 2 次こおり男女共同参画プラン」を策定しました。さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行を受け、平成 31 年に一部見直しを図り、「職業生活における女性の活躍」に特化した施策を加えました。

本計画は、町民アンケート調査を通して得られた課題を整理し、「男女共同参画社会づくりへの意識変革」を基本方針に掲げ、5 つの基本目標をもって策定したものであり、「多様性を尊重する社会の実現」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」などの基本目標に連なる施策や具体的な取組内容を記載するとともに、成果指標を設定するなど、実効性の確保につながる構成としたところです。

男女共同参画社会の形成は、社会のあり方や意識、固定的な考え方を変えていくことが必要不可欠であり、決して町の取組みだけで成し遂げられるものではありません。町民や企業・団体の皆さまそれぞれが、家庭や職場、学校、地域などにおいて、主体的に男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいただくことが何より重要です。あらゆる分野で意識と仕組みを変え、一人一人が「住みやすい」と感じられるまちを実現すべく、このプランの着実な推進に努めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたり、ご尽力いただきましたプラン推進懇談会委員各位はじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの町民の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和 5 年 3 月

桑折町長
高橋 宣博

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. プラン策定の目的	1
2. プランの性格と期間	2
(1) プランの位置づけ	2
(2) プランの期間	3
3. プラン策定の背景	3
(1) 世界の取り組み	3
(2) 国の取り組み	4
(3) 福島県の取り組み	7
(4) 桑折町の取り組み	8
参考 第5次男女共同参画基本計画について	9
4. 策定体制	10
5. SDGs について	10
第2章 桑折町の男女共同参画を取り巻く現状と課題	11
1. 桑折町の人口の状況	11
(1) 総人口の状況	11
(2) 年齢3区分人口の推移	12
(3) 合計特殊出生率の推移	12
2. 桑折町における男女共同参画の状況	13
(1) 就業状況	13
(2) 女性の参画状況	13
(3) 育児休業の取得状況	14
(4) 介護休業の取得状況	14
3. 男女共同参画に関する町民の意識	15
(1) 男女平等を基本とした男女共同参画の意識づくり	15
(2) 男女がともに家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり	18
(3) 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進	20
(4) 働く女性・働きたい女性が活躍できる環境づくり	21
第3章 計画の基本的な考え方	22
1. 基本方針	22
2. 基本目標	23
3. 施策体系	23
4. 男女共同参画社会の実現に向けた、それぞれの役割	24
第4章 分野別の目標と施策	26

第5章 プランの着実な推進に向けて	54
1. プランの推進	54
2. 推進体制	54
3. 進行管理	55
資料編	59
1. 用語集	59
2. 参考資料等	62
3. 男女共同参画社会基本法	65
4. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	69
5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	78
6. DV等に関する主な相談先	87



第1章 計画策定にあたって

1. プラン策定の目的

本町では、平成25年度からの10年計画である「第2次こおり男女共同参画プラン」に基づき、広報こおりでの特集記事の掲載や企業訪問活動、講演会・セミナーの開催などに努めながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組みを推進してきました。また、平成30年度の間見直しでは、女性活躍推進法の施行に伴い、「職業生活における女性の活躍」に特化した施策を加えて、一層のプラン推進を図ってきました。

近年、急速な少子高齢化の進行により、人口減少社会の本格化や未婚・単独世帯の増加など、人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革が進んでいます。その中でも、まだ男女の役割の固定的な考え方が根強く残っているため、「新たな日常」への対応やデジタル化社会への対応（Society 5.0）などを踏まえた男女共同参画社会の推進が求められています。

一方、世界経済フォーラム（WEF）が各国における「政治」「経済」「教育」「健康」の4分野での男女平等を評価して発表している「男女格差（ジェンダーギャップ）報告」（2022年版）によると、日本は調査対象となった146カ国中、116位（前は156カ国中、120位）となっています。日本は教育、健康ではほぼ男女平等となっている一方、女性議員・閣僚の少なさから政治では139位、管理職の少なさや収入格差から経済でも121位と、政治、経済両面での女性の進出が依然として低調であり、先進7カ国（G7）、東南アジア太平洋地域諸国のいずれでも最下位となっています。

国は、前期計画で実現できなかった課題と今後の社会構造の変化、さらには新型コロナウイルス感染症拡大で顕在化した女性を巡る諸課題などを踏まえて、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させていくとともに、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指すこととしています。

「こおり男女共同参画プラン」は、計画終了の令和14年までを見据えたプランとして、本町の男女共同参画施策を取り巻く状況の変化等を踏まえ、地域独自の課題に対応した男女共同社会の実現を目指すため、「第3次こおり男女共同参画プラン」として策定し、男女共同参画に関する施策および事業等についての的確な対応を目指し推進していくものです。

男女共同参画の推進は、性別を問わず誰もが仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながります。現在は、性別にとらわれない社会の実現のための途中過程である為、計画では「男女」と記載しております。

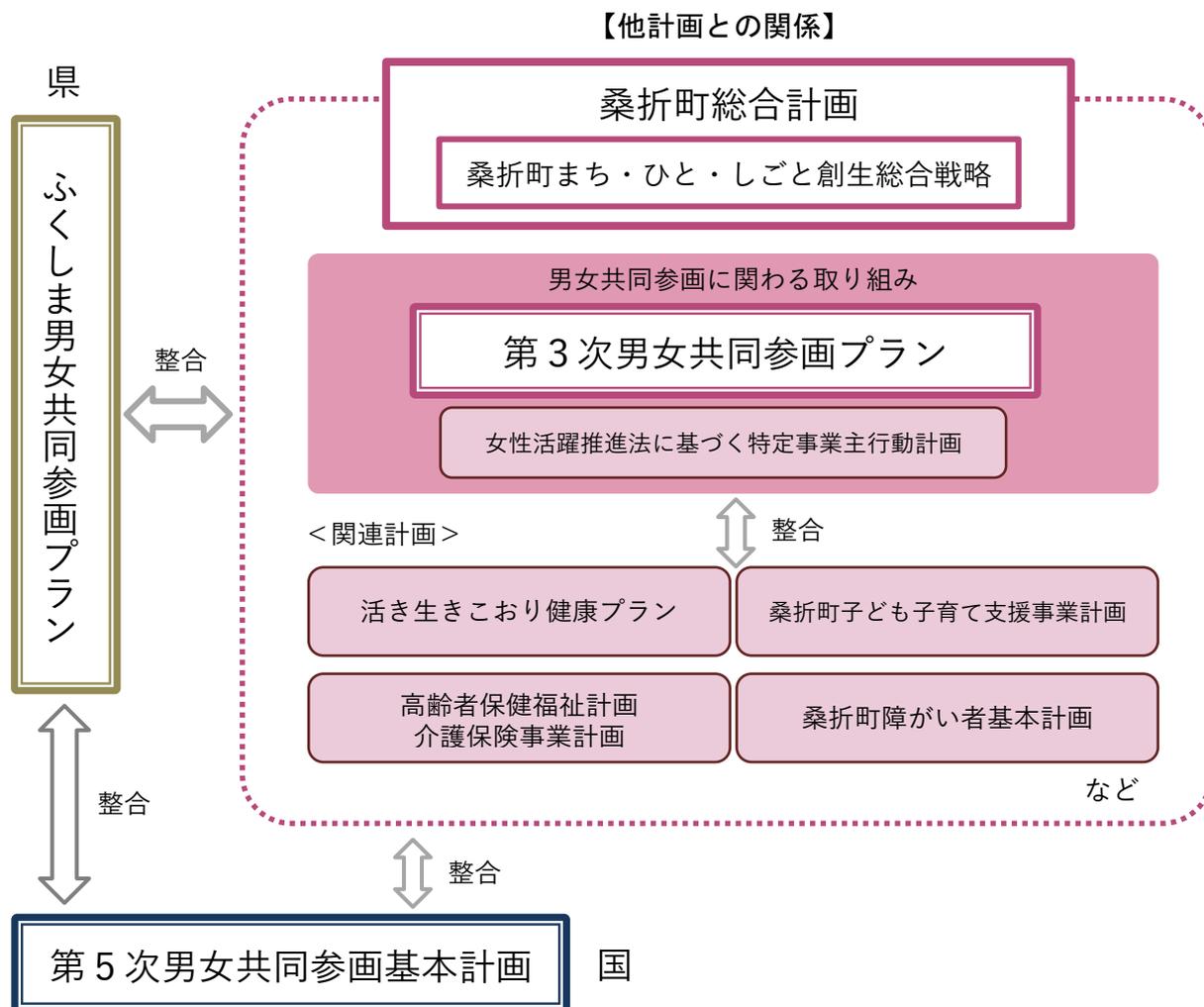
2. プランの性格と期間

(1) プランの位置づけ

このプランは、桑折町総合計画「献上桃の郷こおり 未来躍動プラン」で掲げる町の将来像“みんなが幸せを実感できる 元気なまち こおり”を踏まえた、町の個別計画として位置づけるものです。

また、「男女共同参画社会基本法」に基づく、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「ふくしま男女共同参画プラン」との整合性を図るものです。

さらに、本計画の基本目標Ⅴの「働く女性・働きたい女性が活躍できる環境づくり」に関連する部分は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けるものです。



(2) プランの期間

本プランの推進期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

ただし、今後の国、県をはじめ社会経済情勢の変化等に適切に対応し、施策を効果的に進めるため、必要に応じてプランを見直します。

3. プラン策定の背景

(1) 世界の取り組み

1946年（昭和21年）	<p>国連に婦人の地位委員会が設置され、女性の地位向上のための取り組みが始まりました。以後、同委員会を中心として、世界の女性が抱える問題の解決に向けて国連を舞台に様々な活動が精力的に続けられています。</p>
1975年（昭和50年）	<p>国連はこの年を国際婦人年と宣言し、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」を開催しました。ここで、女性の地位向上を図るために各国が取るべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」を採択しました。</p> <p>また、国際婦人年に続く10年間（1976～1985）を「国際婦人の十年」と定め、国連加盟各国は行動計画の推進に取り組みました。</p>
1980年（昭和55年）	<p>「国連婦人の十年中間年世界会議」がコペンハーゲンで開催され、前年の国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の署名式を行いました。</p> <p>この条約は、あらゆる分野における性差別の撤廃と男女平等の確立を目指し、法律や制度、慣習も対象として性別役割分担の見直しを強く打ち出したもので、日本もこの年に署名し、1985年（昭和60年）に批准しました。</p> <p>2009年（平成21年）までに、日本は締約国として、女子差別撤廃条約の実施状況を国連の女子差別撤廃委員会に6回報告しています。</p>
1985年（昭和60年）	<p>「国際婦人の十年世界会議」における「婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ戦略）」の採択等を経て、1995年（平成7年）に「第4回世界女性会議」（北京会議）が開催され、女性の地位向上やエンパワメントなどを更に推進するための「北京宣言」と、2000年（平成12年）までに各国が取り組むべき課題を示した「行動要領」を採択しました。</p>
2000年（平成12年）	<p>ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、2005年（平成17年）までに女性に差別的な条項撤廃のための法律の見直しをすることなどを盛り込んだ、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を採択しました。</p>
2005年（平成17年）	<p>第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、男女平等を実現するためのこれまでの進展を踏まえながら、完全実施に取り組むための宣言を採択しました。</p>

2010年（平成22年）	「北京宣言及び行動綱領」の採択から15年目にあたることを記念し、「国連『北京+15』世界閣僚級会合」がニューヨークで開催され「北京宣言及び行動綱領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言を採択しました。
2011年（平成23年）	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（UN Women）が正式発足されました。
2012年3月 （平成24年）	第56回国連婦人の地位委員会において、東日本大震災の経験や教訓を各国と共有し、より女性に配慮した災害への取組みを促進することをめざして、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議が採択されました。
2014年（平成26年）	第58回国際婦人の地位委員会において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案」が採択されました。
2015年（平成27年）	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットにおいて、全会一致で採択されました。 また、第3回国連防災世界会議が仙台市で開催され、新しい国際的防災指針である「仙台防災枠組」が採択されました。
2016年（平成28年）	第60回国連婦人の地位委員会において、「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」が採択されました。 「ジェンダーと災害に関するアジア太平洋地域会議」が開催され、アジア太平洋地域から多数の専門家が集まり、日本の防災におけるジェンダー主流化への取組みについて紹介されました。
2017年（平成29年）	第1回G7男女共同参画担当大臣会合が開催されました。G7及びEUの男女共同参画担当大臣が一堂に会し、国際社会が直面する様々な男女共同参画、女性活躍に関する課題について意見交換を行い、コンセンサスを形成しています。
2018年（平成30年）	第2回G7男女共同参画担当大臣会合が開催されました。
2019年（令和元年）	G20大阪首脳宣言でEMPOWER（女性のエンパワーメントと経済参画促進のための民間セクターアライアンス）が立ち上げられました。

（2）国の取り組み

1975年（昭和50年）	女性問題の国内本部機構「婦人問題企画推進本部」を設置しました。
1977年（昭和52年）	世界行動計画に対応した「国内行動計画」を策定しました。
1980年（昭和55年）	署名した「女子差別撤廃条約」を批准するため、法制度等諸条件の整備を進め、同条約を昭和60年に批准しました。

整備された主な法制度

- 1976年（昭和51年） 民法の一部改正（離婚時の氏使用可能）
- 1980年（昭和55年） 民法の一部改正（配偶者相続分の引き上げ）
- 1984年（昭和59年） 国籍法の改正（父系優先主義から父母両系主義へ）
- 1985年（昭和60年） 男女雇用機会均等法制定

1987年（昭和62年）	2年前に採択された「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年（平成12年）に向けての新国内行動計画」を策定しました。
1999年（平成11年）	男女の人権の尊重などを基本理念とした「男女共同参画社会基本法」が成立し、国や地方自治体、国民が男女共同参画社会の形成に取り組む責務が法律に明記されました。
2000年（平成12年）	「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画基本計画」を策定しました。
2001年（平成13年）	内閣府に重要政策会議の一つとして男女共同参画会議を設置し、また内部部局として男女共同参画局を設置するなど、男女共同参画に関する推進体制を強化しました。 また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」と略。）が制定されました。
2003年（平成15年）	男女共同参画推進本部は、女性のチャレンジ支援策の推進について決定し、この決定を踏まえ、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が2020年（平成32年）までに少なくとも30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記した閣議決定をしました。 また、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。
2004年（平成16年）	保護命令制度の拡充や被害者の自立支援の明確化等を規定した改正法が施行されるなど、2007年（平成19年）までに、実効性を持った被害者保護・支援を目的とした改正が行われています。
2005年（平成17年）	男女共同参画基本計画（第2次）を閣議決定しました。
2007年（平成19年）	国、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。 また、パートタイム労働法が、パートタイム労働者の待遇を通常の労働者と均衡のとれた待遇とする「公正な待遇の実現」を目指して改正されています。
2008年（平成20年）	男女共同参画推進本部において、女性の参画拡大を推進するための戦略的な取組を定める「女性の参画加速プログラム」を決定し、様々な分野において女性の参画促進を戦略的に進めるための基盤整備、及び活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野についての重点的取組を推進することとしました。
2010年（平成22年）	「男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」や、「地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進」などの重点分野を新設した「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。
2012年（平成24年）	「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」を策定しました。
2013年（平成25年）	「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を策定しました。
2014年（平成26年）	様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、社会の活性化につなげるため、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。
2015年（平成27年）	「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。
2016年（平成28年）	G7伊勢・志摩サミットにおいて「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意しました。
2020年（令和2年）	「第5次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。
2021年（令和3年）	すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部において、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」が策定されました。

整備された主な法制度

- 1989年（平成元年） 学習指導要領の改正（高等学校家庭科の男女共修等）
- 1991年（平成3年） 育児休業法の成立
- 1995年（平成7年） 育児休業法の改正（育児・介護休業法）
- 1997年（平成9年） 男女雇用機会均等法の改正（努力義務から法的義務へ）
- 1999年（平成11年） 男女共同参画社会基本法の成立
- 2001年（平成13年） 配偶者暴力防止法の成立
- 2003年（平成15年） 次世代育成支援対策推進法の成立
- 2004年（平成16年） 配偶者暴力防止法の改正（被害者の子への接近禁止命令等の追加等）
- 2006年（平成18年） 男女雇用機会均等法の改正（性別による差別の禁止等）
- 2007年（平成19年） 配偶者暴力防止法の改正（電話等を禁止する保護命令の追加等）
パートタイム労働法の改正
- 2008年（平成20年） 次世代育成支援対策推進法の改正（一般事業主行動計画の策定・届出義務付けの対象を拡大）
- 2009年（平成21年） 育児・介護休業法の改正（子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働（残業）の免除の義務化等）
- 2015年（平成27年） 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の成立
- 2018年（平成30年） 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）が施行（令和3年6月に一部改正）
働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が成立
- 2019年（令和元年） 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が成立
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が成立
- 2021年（令和3年） 育児・介護休業法が改正
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が改正



桑折町児童館では、「人権の花」運動の一環として、花植え活動を通して、命の大切さや相手への思いやりの心を学んでいます

(3) 福島県の取り組み

1978年（昭和53年）	世界や国の動きにあわせ、青少年課を改組して青少年婦人課としました。
1983年（昭和58年）	「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」を策定しました。
1988年（昭和63年）	「ナイロビ将来戦略」や「新国内行動計画」を受けて、県計画の見直しを行いました。
1991年（平成3年）	青少年婦人課内に「婦人行政係」を設置しました。
1994年（平成6年）	新しい行動計画として女性総合センター（仮称）の整備等を盛り込んだ「ふくしま新世紀女性プラン」を策定しました。また、青少年女性課と課名を変更し、課内室として「女性政策室」を設置しました。
2001年1月 （平成13年）	福島県の男女共同参画推進の実践的活動拠点となる「男女共生センター」を開設しました。
この間、「第4回世界女性会議」の開催や「男女共同参画2000年プラン」の策定、「男女共同参画社会基本法」の制定等、国内外において新たな動きがみられ、ジェンダーに敏感な視点から社会制度・慣行を見直すことや、女性の人権の尊重等、新たな課題に対応する必要が出てきました。	
2001年3月 （平成13年）	男女共同参画社会の実現が緊要となっていることを踏まえ、福島県における男女共同参画の形成に向けた施策をより一層推進することを目的として、「ふくしま男女共同参画プラン」を策定しました。
2002年（平成14年）	県内の各界各層の主体的取組みと相互連携により男女共同参画を積極的に推進するため、「ふくしま男女共同参画推進連携会議」を設置しました。 また、男女の実質的な平等を実現し、男女一人一人が個人として尊重される社会を形成するため、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」を制定しました。さらに、男女共同参画推進条例の規定に基づき、知事の附属機関として、男女共同参画の推進に関する事項等を調査審議する「福島県男女共同参画審議会」を設置するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への県民及び事業者の意見申出を適切に処理するため、男女共生センターに男女共同参画推進員を配置しました。
2005年（平成17年）	「ふくしま男女共同参画プラン」を改訂し、2002年（平成14年）に施行されている男女共同参画推進条例の理念や考え方をプランに反映させるとともに、少子高齢化の進行、経済の長期低迷、ドメスティック・バイオレンス等男女間の暴力問題の顕在化といった社会経済情勢の変化に対応した施策を展開することとしました。 また、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、知事を本部長とする「福島県男女共同参画推進本部」を設置しました。
2008年（平成20年）	平成15年において導入したF・F（フラット・フレキシブル）型行政組織の一層の深化と分かりやすく親しみやすい県政の実現を目指し、男女共同参画社会の形成を担当する部署として、「人権男女共生課」を設置しました。
2009年（平成21年）	2005年（平成17年）に改訂した「ふくしま男女共同参画プラン」について、進行する少子高齢化や厳しさを増す雇用環境の悪化等の急激な社会経済環境の変化に的確に対応するために、新しい施策展開が必要であるとして、平成22年度の終期を待たずに1年前倒して本プランを改定しました。

2012年（平成24年）	<p>2009年（平成21年）に改訂した「ふくしま男女共同参画プラン」について、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びその後の原子力災害における防災対策等から防災・復興における男女共同参画の推進が必要であるとして、一部改定しました。</p> <p>また、人権男女共生課と青少年育成室を統合し、「青少年・男女共生課」を設置しました。</p>
2015年（平成27年）	<p>「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」を実施しました。</p> <p>また、女性の活躍促進に関する情報を一元的に集約し発信することで、男女がともに活躍できる環境の整備を図ることを目的に「女性活躍応援ポータルサイト」を開設しました。</p>
2016年（平成28年）	<p>知事と県内のさまざまな分野の団体の長が、官民一体となりあらゆる分野で女性が活躍できる環境づくりを進めるため、「ふくしま女性活躍応援会議」を設立し、同日「ふくしま女性活躍応援宣言」を発表しました。</p>
2017年3月 （平成29年）	<p>「ふくしま創生総合戦略」や国の「第4次男女共同参画基本計画」、「働き方改革実行計画」の策定などの社会情勢の変化を踏まえるとともに、福島県の復興と地方創生を成し遂げるためには、女性の活躍促進と働き方改革の推進が必要であることから、「ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定版）」を改定しました。</p>
2021年（令和3年）	<p>2021年（令和3年）3月に策定予定であった、「福島県総合計画」が新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた内容とするため策定が延期されたことから、部門別計画である「ふくしま男女共同参画プラン（平成28年度改定）」の終期も1年延長し2021年（令和3年）12月に改定しました。</p>

（4）桑折町の取り組み

1997年（平成9年）	<p>「桑折町女性団体連絡協議会」が結成されるとともに、先進的な活動が展開されてきました。</p>
2001年（平成13年）	<p>町民生活課内に「年金・女性行政係」を設置しました。</p>
2003年（平成15年）	<p>男女共同参画社会の実現を目指す「こおり男女共同参画プラン21」を策定しました。</p> <p>プラン策定後、実施計画の進行管理を行い、プラン実現のため様々な取り組みを実施してきました。</p>
2012年（平成24年）	<p>「桑折町男女共同参画と防災に関する意識調査」を実施しました。</p>
2016年（平成28年）	<p>「桑折町における女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画」を策定しました。</p>
2019年（平成31年）	<p>町の総合計画「献上桃の郷こおり創生プラン」や国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の「ふくしま男女共同参画プラン（平成28年度改定）」などを踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応しながら、女性の活躍促進と働き方改革の推進が必要となったことから、「こおり男女共同参画プラン（平成24年度改定）」を一部見直すこととしました。</p>
2022年（令和4年）	<p>「桑折町SDGs推進町民会議」を設立し、目標に基づき、ジェンダー平等を推進していきます。</p> <p>また、地域独自の課題に対応した男女共同参画社会の実現を目指す「第3次こおり男女共同参画プラン」の策定に向けて、「男女共同参画に関する町民意識調査」を実施しました。</p>

参考 第5次男女共同参画基本計画について

第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～ (説明資料) より抜粋

社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- | | |
|-----------------------------------|------------------------------|
| (1)新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響 | (5)デジタル化社会への対応 (Society 5.0) |
| (2)人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加 | (6)国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動 |
| (3)人生100年時代の到来 (女性の51.1%が90歳まで生存) | (7)頻発する大規模災害 (女性の視点からの防災) |
| (4)法律・制度の整備 (働き方改革等) | (8)ジェンダー平等に向けた世界的な潮流 |

【各分野のポイント】

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 政党に対し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨に沿って女性候補者の割合を高めることを要請
- 地方議会における取組の要請 (議員活動と家庭生活との両立、ハラスメント防止)
- 最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等の関係方面に要請

第2分野 雇用分野、仕事と生活の調和

- 男性の育児休業取得率の向上
- 就活セクハラ防止

第3分野 地域

- 地域活動における女性の活躍・男女共同参画が重要
- 固定的な性別役割分担意識等を背景に、若い女性の大都市圏への流出が増大。地域経済にとっても男女共同参画が不可欠
- 地域における女性デジタル人材の育成など学び直しを推進
- 女性農林水産業者の活躍推進

第4分野 科学技術・学術

- 若手研究者ポストや研究費採択で、育児等による研究中断に配慮した応募要件
- 女子生徒の理工系進路選択の促進

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間を「集中強化期間」として取組を推進
- 「生命(いのち)を大切に」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ことを教える教育
- 新型コロナウイルス感染症に対応するため、DV相談支援体制を強化

第6分野 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重

- ひとり親家庭への養育費の支払い確保
- 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

第7分野 生涯を通じた健康支援

- 不妊治療の保険適用の実現。それまでの間、現行の助成制度の大幅な拡大。仕事との両立環境の整備
- 緊急避妊薬について検討
- 「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づく各中央競技団体における女性理事の目標割合(40%)の達成に向けた取組

第8分野 防災・復興等

- 女性の視点からの防災・復興ガイドラインに基づく取組の浸透、地方公共団体との連携

第9分野 各種制度等の整備

- 税制や社会保障制度をはじめとする社会制度全般について、経済社会情勢を踏まえて不断に見直し
- 各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう、マイナンバーも活用しつつ、見直しを検討
- 第3号被保険者については、縮小する方向で検討
- 旧姓の通称使用拡大
- 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める

第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

- 校長・教頭への女性の登用
- 医学部入試について、男女別合格率の開示促進

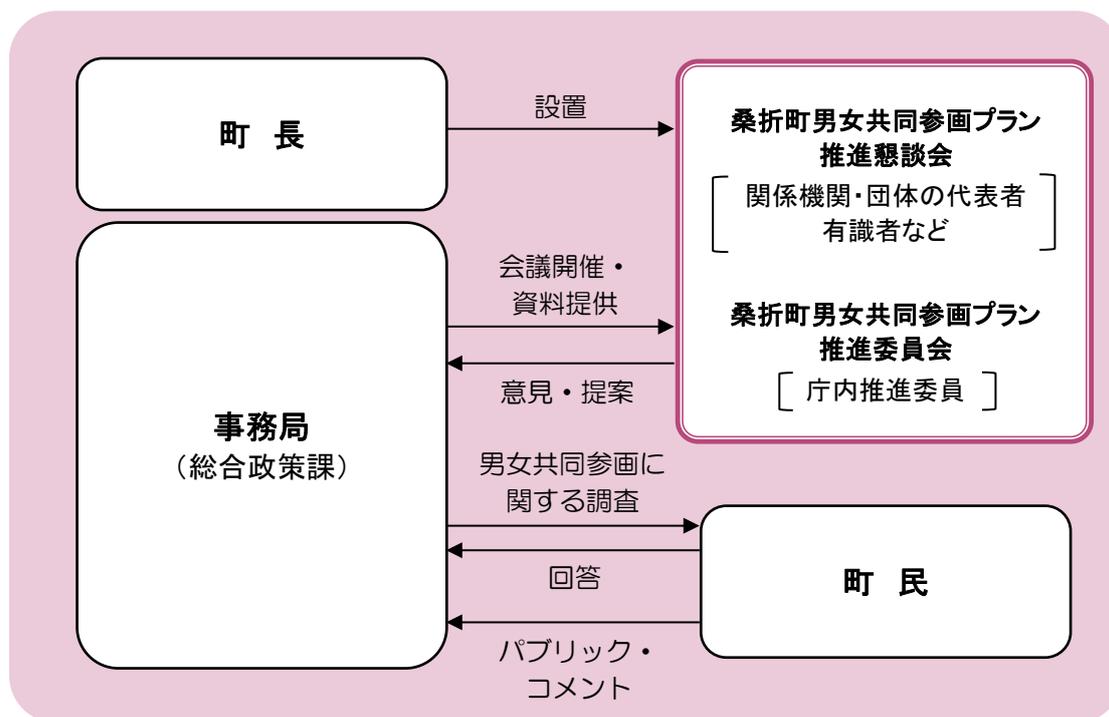
第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- 我が国が国際会議の議長国となる場合、ジェンダー平等を全ての大臣会合においてアジェンダとして取り上げる

4. 策定体制

本計画の策定にあたっては、「桑折町男女共同参画プラン推進委員会」及び「桑折町男女共同参画プラン推進懇談会」を設置し、検討を行ったほか、「桑折町男女共同参画に関する町民意識調査」により、町民から男女共同参画の意見を収集し、町民参画のもと計画策定を行っています。

【計画の策定体制】



5. SDGs について

平成 27 (2015) 年の国際サミットで決定した国際社会の共通目標で、17 の目標と 169 のターゲット (具体目標) が示されている SDGs は、目標の 5 番目にジェンダー平等が示されています。国が定めた「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」において、地方自治体の各種計画に SDGs の要素を反映することとされており、令和 3 年に、本町で「地域創生 SDGs 推進の町」宣言をし、本町総合計画にも SDGs の要素が含まれていることから、本計画の推進が SDGs の達成に貢献することを明確に位置づけるため、基本目標ごとに関連するゴールを提示します。

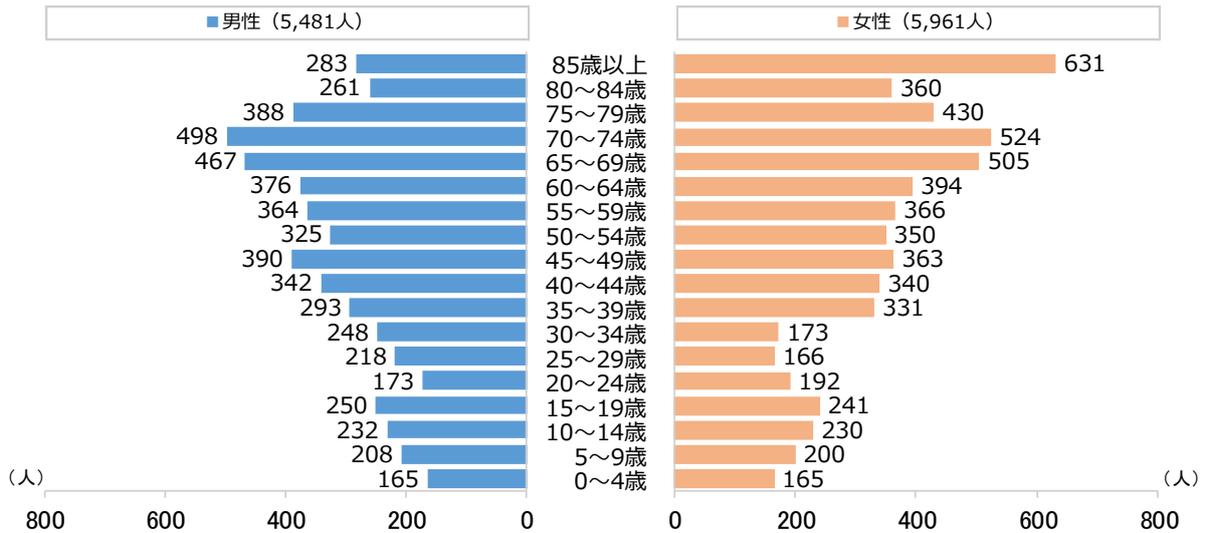


第2章 桑折町の男女共同参画を取り巻く現状と課題

1. 桑折町の人口の状況

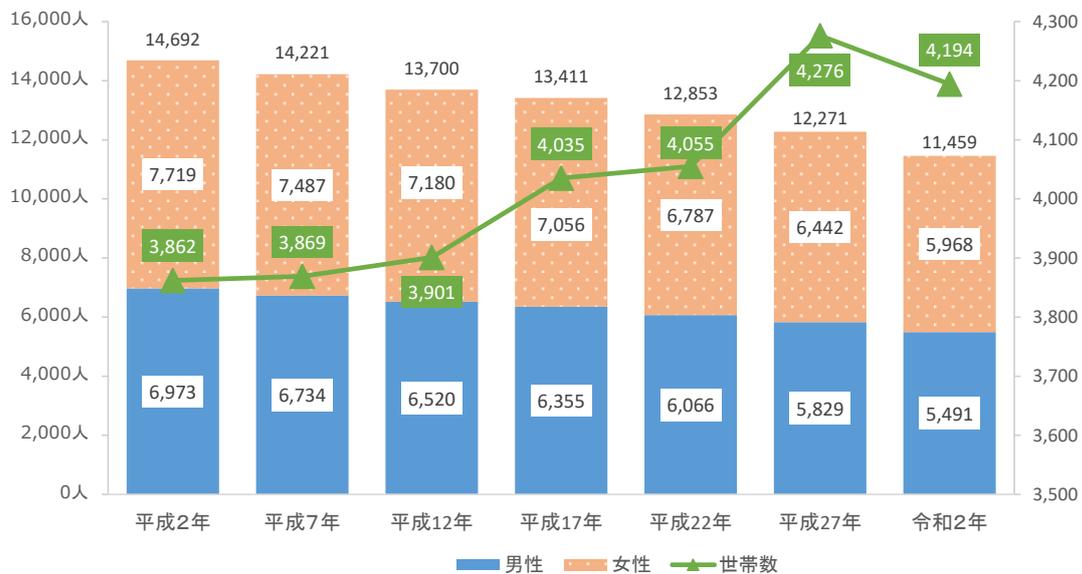
(1) 総人口の状況

【人口ピラミッド】



資料：国勢調査／令和2年

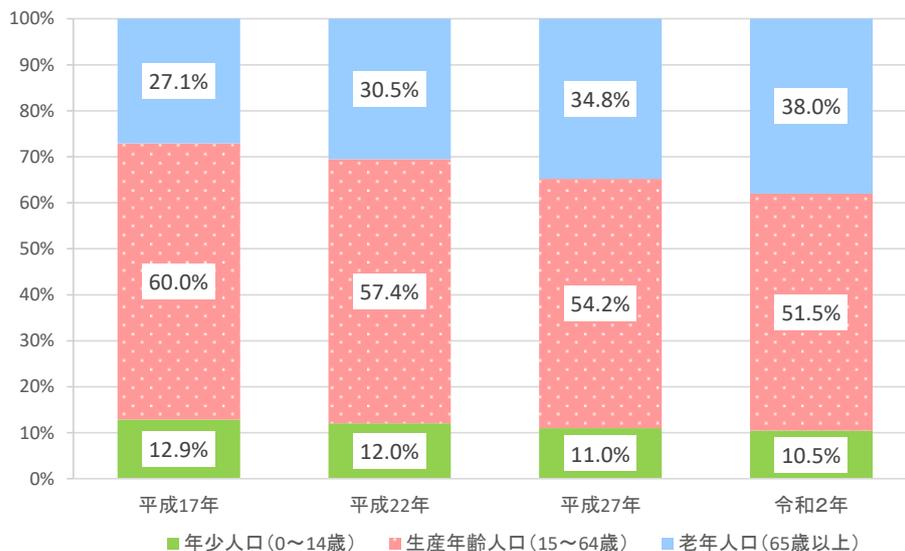
【人口・世帯数の推移】



資料：国勢調査／各年度

本町の人口は令和2年9月30日現在11,459人で、平成2年以降減少が続いています。世帯数は4,194世帯で、平成27年まで、増加傾向で推移してきましたが、令和2年では減少に転じています。

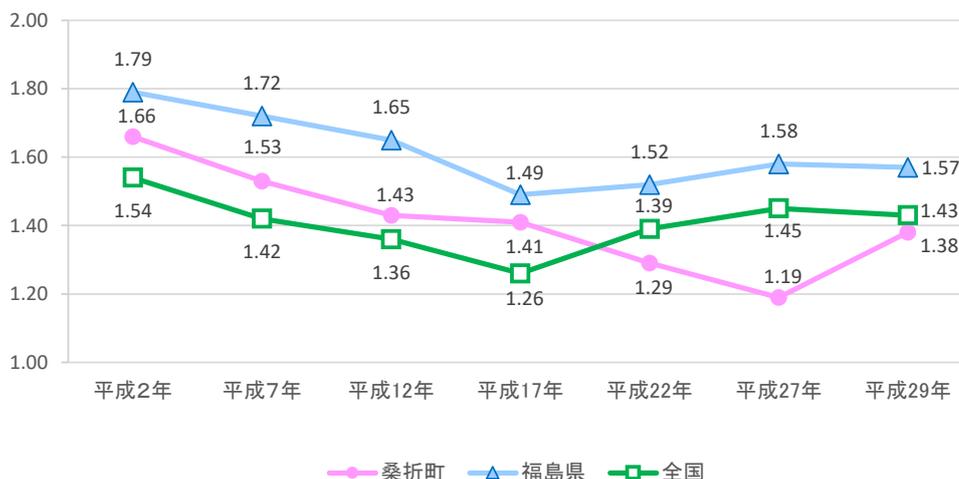
(2) 年齢3区分人口の推移



資料：国勢調査／各年度

本町の人口の推移を、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3区分で見ると、年少人口と生産年齢人口は減少し、老年人口が増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

(3) 合計特殊出生率の推移

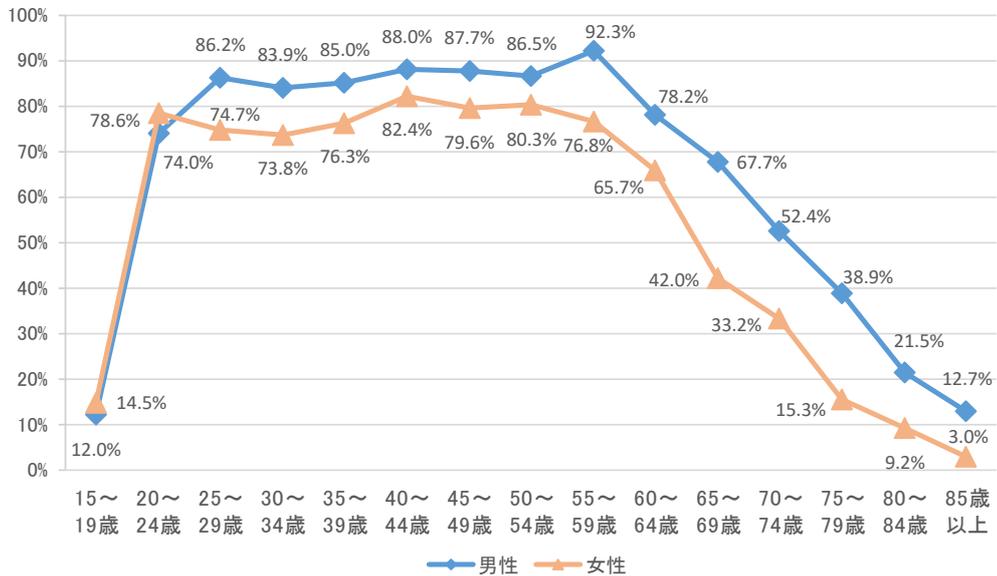


資料：人口動態統計（確定数）の概況（全国）、桑折町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン《令和3年度版》（福島県、桑折町）

本町の合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの平均数）は平成2年に1.66でしたが、平成27年には1.19と減少が継続していました。県の平均値を下回って推移している中、平成22年には国の平均値も下回り推移していますが、平成29年は1.38と上昇し、国、県の平均値との差も縮まっています。

2. 桑折町における男女共同参画の状況

(1) 就業状況



資料：国勢調査／令和2年

本町の生産年齢人口の女性の就業状況をみると、ほぼ70%以上の就業率となっており、離職する方も一定数いるものの、結婚から出産、子育ての時期においても就労している女性が多いことが推測されます。

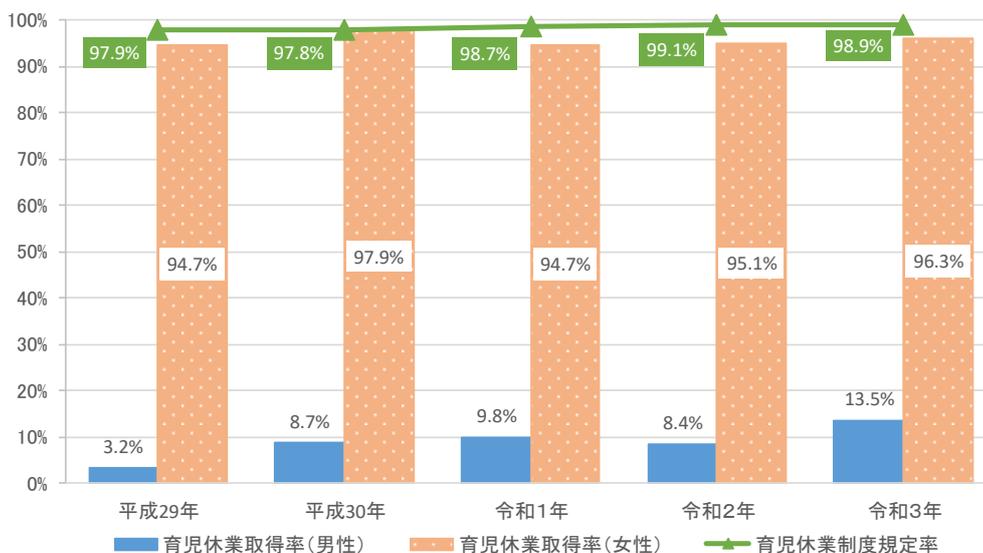
(2) 女性の参画状況

年	審議会等に占める女性委員の割合						町管理職に占める女性職員の割合			町議会議員に占める女性議員の割合			町内会長に占める女性の割合		
	審議会等数	女性を含む審議会等数	女性委員を含む審議会等の割合 (%)	委員数	女性委員数	女性比率 (%)	管理職総数	女性職員数	女性比率 (%)	議員数	女性議員数	女性比率 (%)	町内会長数	町内会長女性数	女性比率 (%)
H29	17	11	64.7	207	35	16.9	17	2	11.7	11	2	18.2	50	1	2.0
H30	17	10	58.8	217	33	15.2	16	3	23.4	11	2	18.2	50	1	2.0
R1	17	12	70.6	208	36	17.3	17	3	17.6	11	2	18.2	50	1	2.0
R2	18	13	72.2	216	37	17.1	16	3	18.7	12	2	16.6	50	1	2.0
R3	20	16	80.0	235	53	22.6	18	3	16.6	12	2	16.6	50	1	2.0
(参照) R3年度福島県の平均値			74.8			23.2			13.3			9.3			3.3

資料：桑折町資料、福島県男女共同参画推進状況年次報告書

本町の行政・政治への女性参画状況については、令和3年時点で、審議会等の女性委員の割合が22.6%、町管理職に占める女性の割合が16.6%、町議会議員の女性の割合が16.6%となっています。

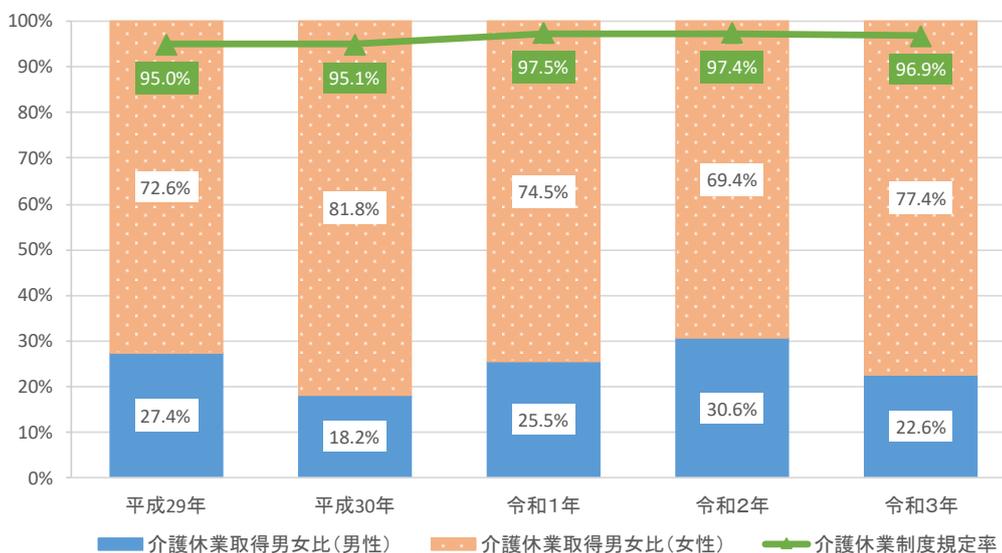
(3) 育児休業の取得状況



資料：福島県 労働条件等実態調査結果報告書／各年度

福島県における育児休業取得率をみると、平成29年以降、女性は9割以上の取得率で推移しているのに対し、男性では、増加傾向にはあるものの、令和3年で13.5%と1割程度で留まっています。

(4) 介護休業の取得状況



資料：福島県 労働条件等実態調査結果報告書／各年度

福島県における介護休業取得の男女比をみると、令和3年では女性が77.4%、男性が22.6%と、女性の比率が高く、男女比の偏りが大きのまま推移しています。

3. 男女共同参画に関する町民の意識

男女共同参画に関する町民の意識や問題点、考え方等について現状やニーズを的確に把握し、計画策定の基礎資料とするため、「桑折町 男女共同参画に関する町民意識調査」を実施しました。回収状況は以下のとおりです。

調査期間	・2022年（令和4年）7月19日～7月29日
調査対象	・無作為に抽出した桑折町内に居住する満15歳以上 800名
調査方法	・郵送による配布・郵送回収とWEB回収併用
回収票数	・297件（回収率37.1%）

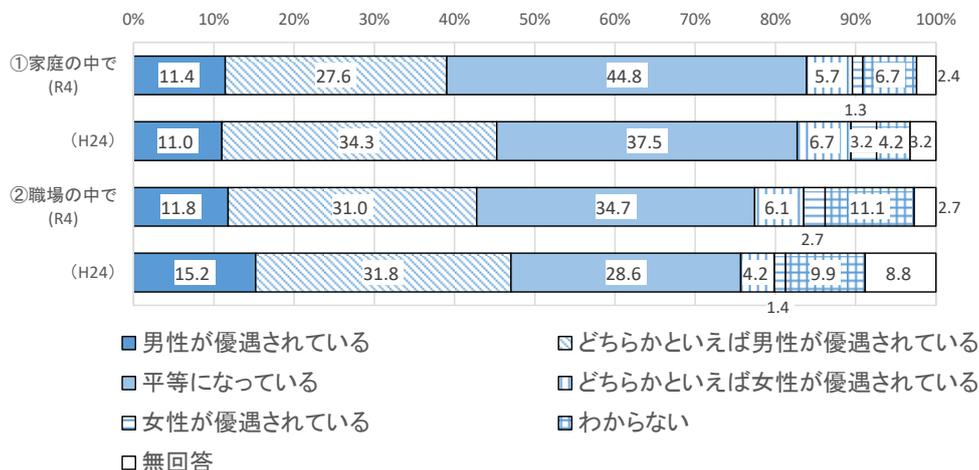
（1）男女平等を基本とした男女共同参画の意識づくり

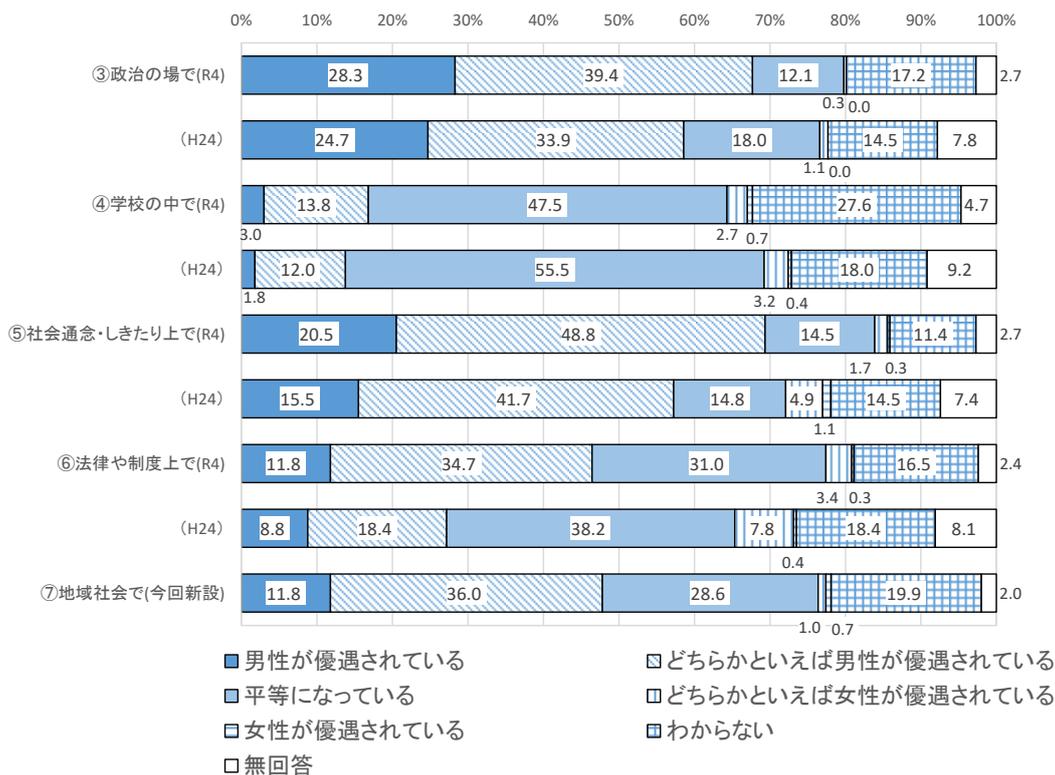
■ 男女平等について

次の各分野で男女が平等になっていると思いますか。それぞれの項目で1～6の中から1つだけ選んで○をしてください。

各分野における男女平等の意識について、「平等になっている」が最も高いのが「④学校の中で」（47.5%）となっています。一方、「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した人の合計は、「⑤社会通念・しきたり上で」（69.3%）及び「③政治の場で」（67.7%）では60%を超えており、多くの人々が男性優位の社会であると感じていることがわかります。

前回調査と比較すると、「①家庭の中で」及び「②職場の中で」では「平等になっている」が上昇していますが、「③政治の場で」及び「⑥法律や制度上で」については「平等になっている」が5ポイント以上減少し、「どちらかといえば男性が優遇されている」が5ポイント以上増加しています。（「⑦地域社会で」は前回項目なし）

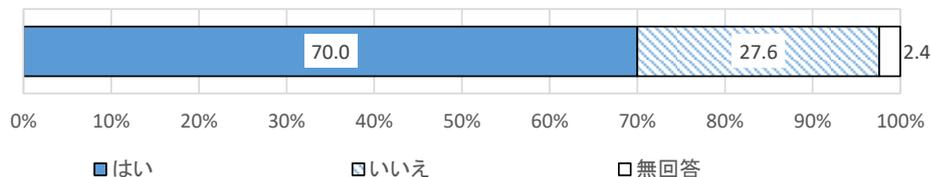




性的マイノリティについて

あなたは、性的マイノリティ（またはLGBT等）という言葉を知っていますか。
次の1~2の中から1つだけ選んで○をしてください。

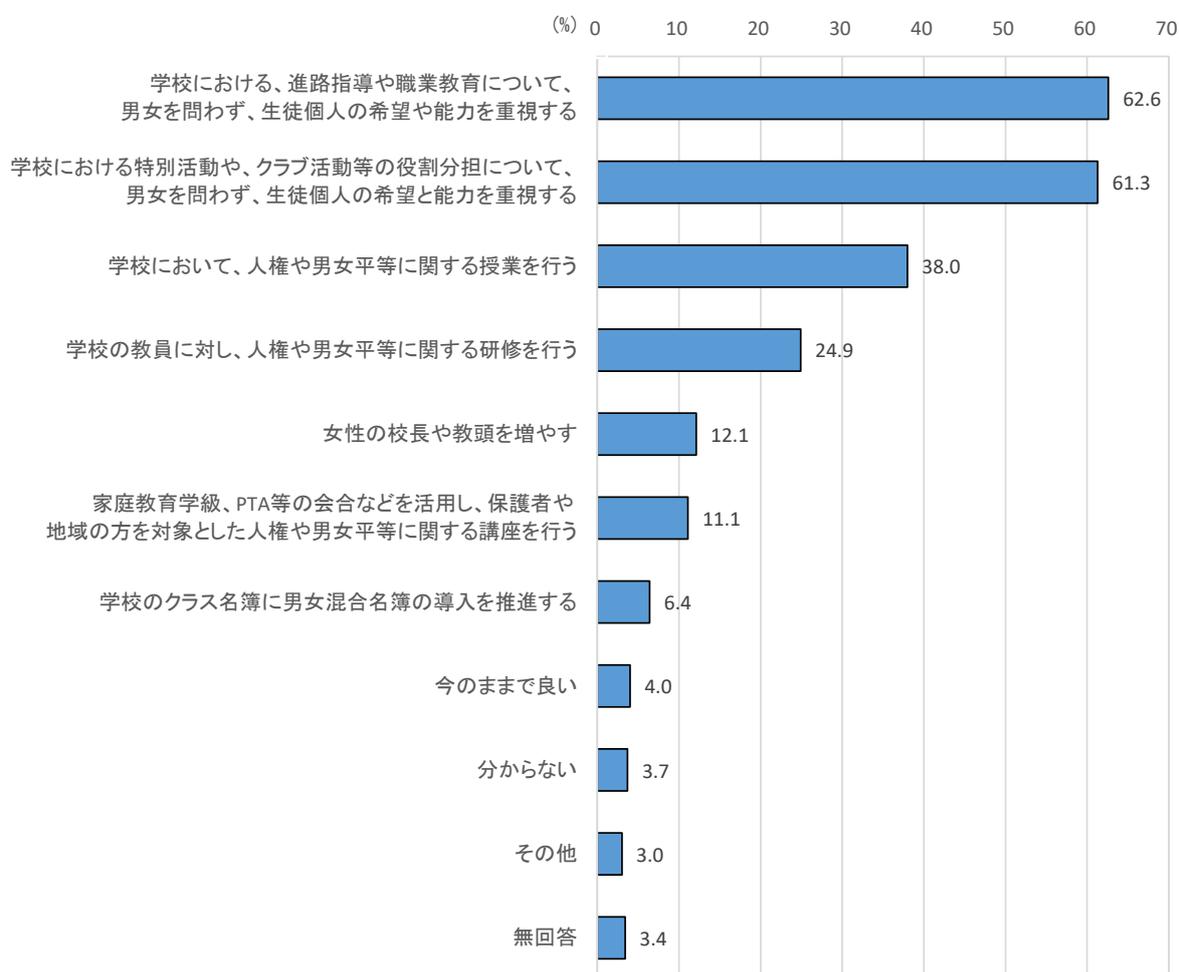
「性的マイノリティ（またはLGBT等）」という言葉を知っているか」については、「はい」が70.0%、「いいえ」が27.6%となっており、7割を超える認知度になっており、性の多様性に対する意識の高まりを反映していると言えます。今後も、多様な性を尊重する意識の醸成、性的少数者への理解を深める必要があります。



■ 人権や男女平等意識の育成について

次の世代を担う子どもたちに対して、家庭や学校で人権や男女平等意識の育成を重視した教育が重要であるという考え方がありますが、どのようなことが必要だと思いますか。
次の1～10の中から3つ以内で選んで○をしてください。

「人権や男女平等意識の育成を重視した教育に必要なこと」については、「学校における、進路指導や職業教育について、男女を問わず、生徒個人の希望や能力を重視する」(62.6%)及び「学校における特別活動や、クラブ活動等の役割分担について、男女を問わず、生徒個人の希望と能力を重視する」(61.3%)が多くなっており、性別などに左右されない教育環境が求められています。



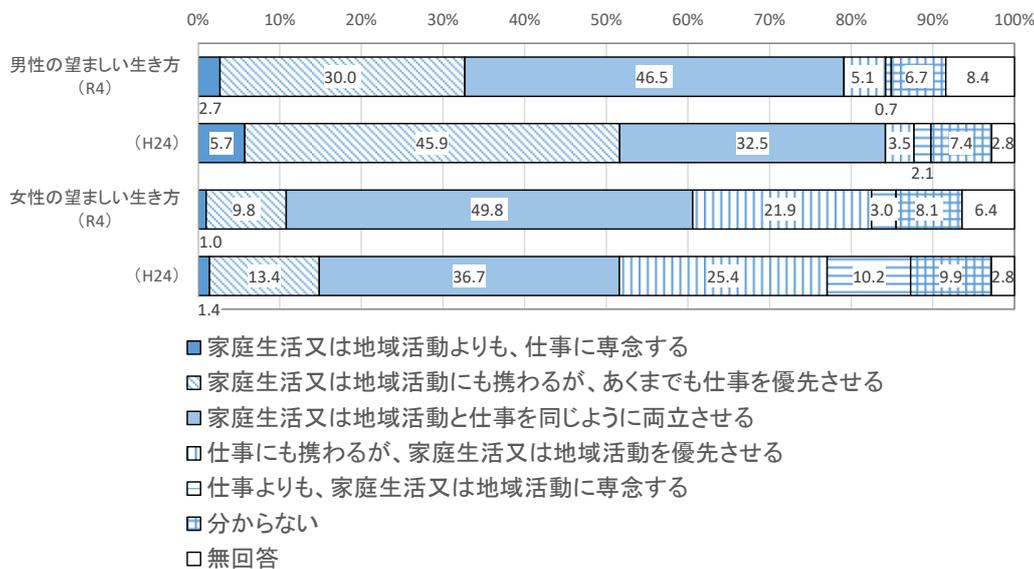
(2) 男女がともに家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

■ ワーク・ライフ・バランスについて

女性及び男性の望ましいと思う生き方はどのような生き方だと思いますか。
それぞれの項目ごと、1～6の中から1つずつ選んで○をしてください。

「女性及び男性の望ましい生き方」については、男女どちらも「家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる」が最も多くなっています。

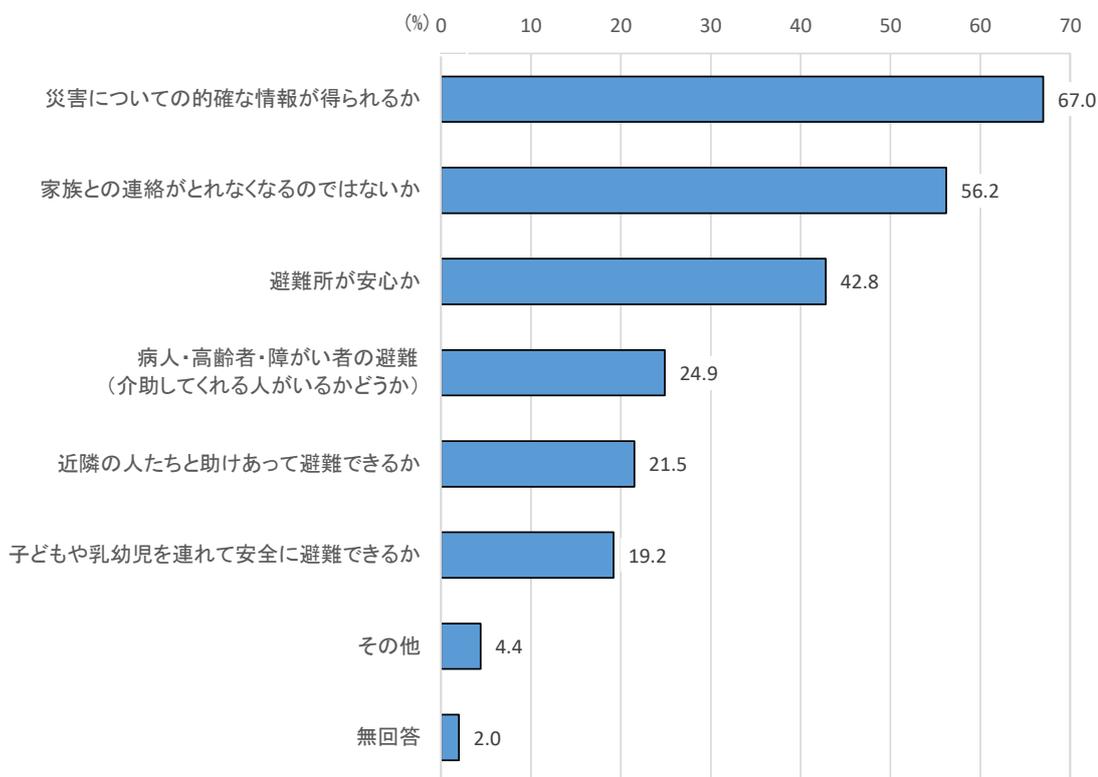
前回調査と比較すると、「家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる」は男女ともに10ポイント以上増加し、男性の望ましい生き方では「家庭生活又は地域活動にも携わるが、あくまでも仕事を優先させる」が10ポイント以上減少していることから、男性も家庭生活や地域活動に携わることが望ましいという男性の意識が高まっています。今後は、男女がともに、仕事や家庭生活又は地域活動などが両立できるワーク・ライフ・バランスを実現する環境づくりが重要です。



■ 防災分野における男女共同参画について

今後、災害が発生して避難が必要になった時に心配なことは何ですか。
次の1~7の中からあてはまるものすべて選んで○をしてください。

「災害が発生して避難が必要になった時に心配なこと」については、「災害についての的確な情報が得られるか」が67.0%と最も多く、以下、「家族との連絡がとれなくなるのではないか」(56.2%)、「避難所が安心か」(42.8%)となっています。災害時に的確な情報を得るための安心できる環境の構築が求められています。



社会情勢に合わせたテーマで、男女共同参画について理解を深める講演会を開催しています。
(写真は、有事の際の防災術や女性の視点を取り入れた避難所運営を学んでいる様子です)

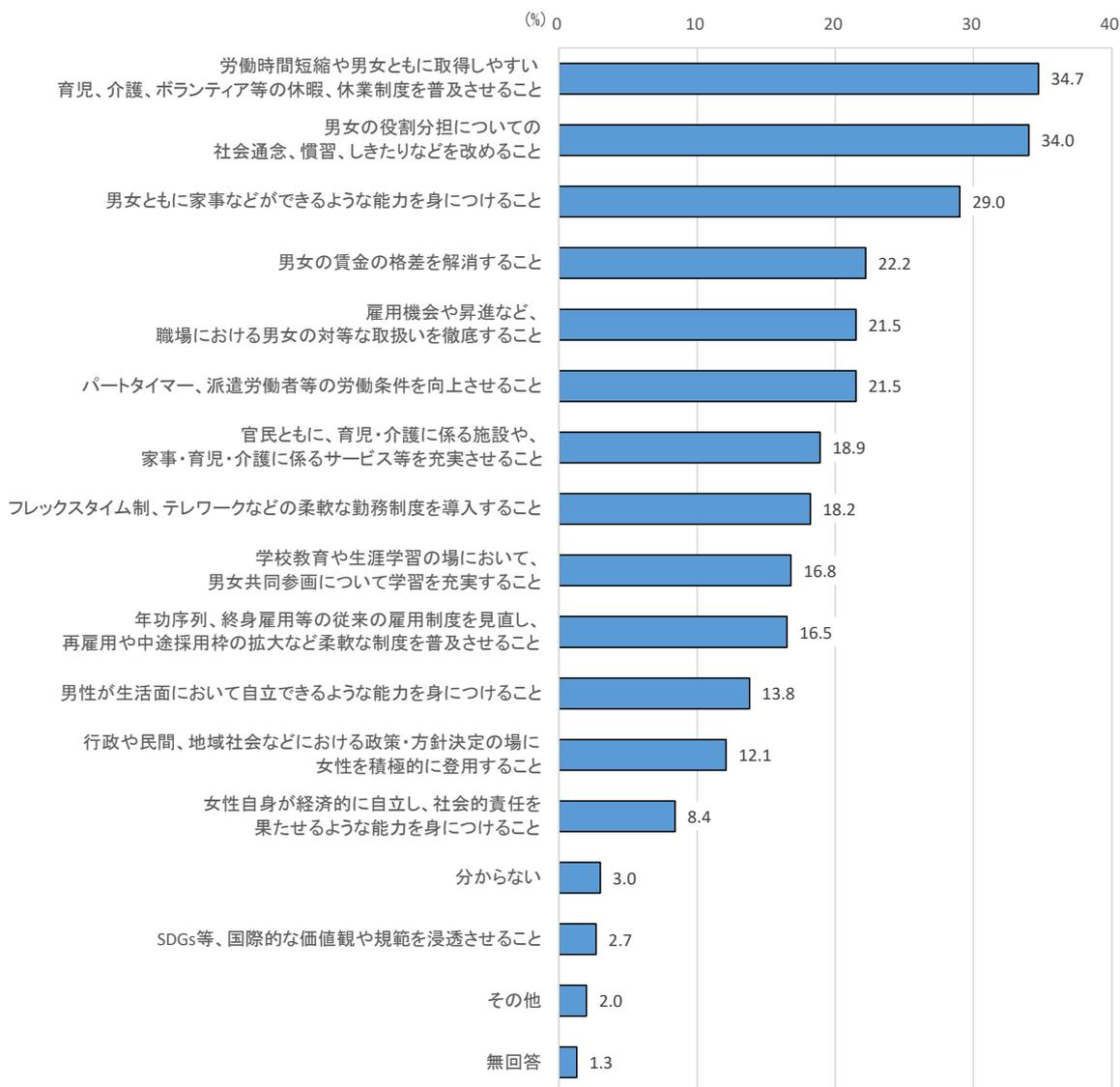
(3) 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

■ 男女がともに仕事、家庭、育児、介護、地域活動等に積極的に参加するために必要なこと

今後、女性と男性がともに仕事、家庭、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

次の1~16の中から3つ以内で選んで○をしてください。

「今後男女がともに仕事、家庭、育児、介護、地域活動等に積極的に参加するために必要なこと」については、「労働時間短縮や男女ともに取得しやすい育児、介護、ボランティア等の休暇、休業制度を普及させること」が34.7%と最も多くなっており、多様なライフスタイルを支援する取り組みが求められているほか、社会通念などを改めることや、男女の対等な取扱いが求められています。

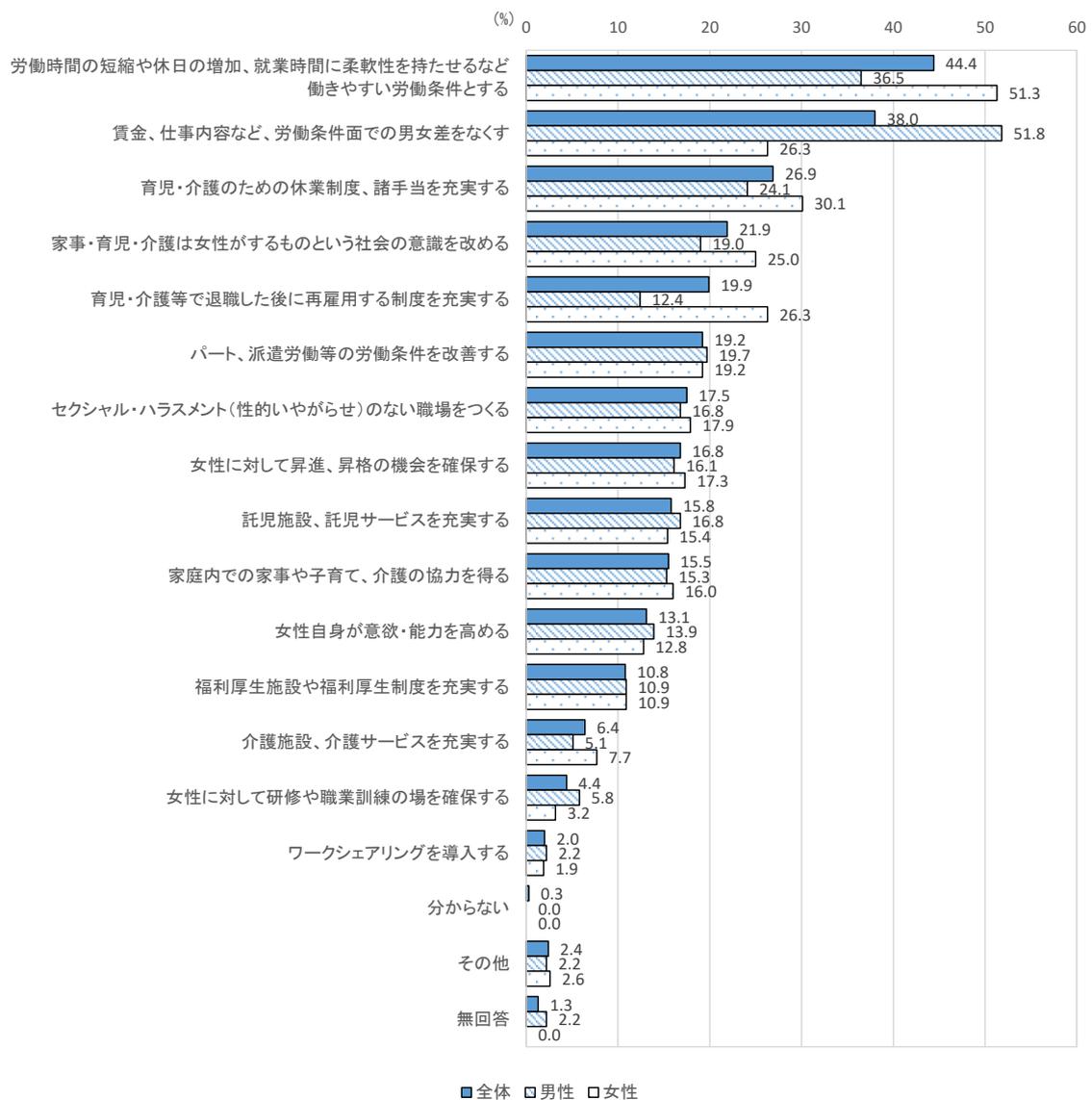


(4) 働く女性・働きたい女性が活躍できる環境づくり

■ 女性が働きつづけるために必要なこと

女性が働きつづけるために必要なことは何だと思いませんか。
次の1~17の中からあなたの考えに近いものを3つ以内で選んで○をしてください。

「女性が働きつづけるために必要なこと」については、女性では「労働時間の短縮や休日の増加、就業時間に柔軟性を持たせるなど働きやすい労働条件とする」が51.3%と最も多く、男性では、「賃金、仕事内容など、労働条件面での男女差をなくす」が51.8%と最も多くなっており、実現に向け必要な支援についての周知や普及啓発が必要です。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本方針

男女共同参画社会づくりへの意識変革

福島県が策定している「ふくしま男女共同参画プラン」では、「すべての県民が個人として尊重され、性別に捉われず、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、あらゆる分野にともに参画し、責任を担う社会」を基本理念としています。

男性も女性もともに責任を分かち合い、心豊かな生きがいのある社会にするためには、対等な関係を目指し、お互いを尊重しながら、個性と能力を発揮できる社会を実現する必要があります。

また、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すため、国際社会の共通目標として掲げられているSDGsでは、男女共同参画に関する目標も掲げられており、本町でも2022年5月に「桑折町SDGs推進町民会議」を発足し、全町挙げて取り組んでいるところです。

しかしながら、社会制度や慣習、人々の意識の中にある固定的な性別役割分担意識は、時代とともに変化はしているものの根深く残っているのが現状です。本町においても、地域での活動や公職への積極的な登用など男女が共に社会参画するための環境づくりなど、多くの課題が残っています。

こうした現状を踏まえ、男女の対等な関係を目指し、あらゆる分野における活動に、自らの意思によって参画できるようにするため、誰もが等しく、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現のための施策を推進していく必要があります。

このような考え方を基本として、本プランでは、第2次こおり男女共同参画プランと同様に「男女共同参画社会づくりへの意識変革」を引き続き基本方針として掲げ、5つの大きな目標を掲げ各分野にわたる施策を計画的に推進し、男女共同参画社会の形成を目指します。

2. 基本目標

基本方針に基づき推進する施策は、次の5つを基本目標とします。

- I 男女平等を基本とした 男女共同参画の意識づくり
- II 男女がともに仕事と家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり
- III 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進
- IV 人権が侵害されることのない社会の実現
- V 働く女性・働きたい女性が活躍できる環境づくり

3. 施策体系



4. 男女共同参画社会の実現に向けた、それぞれの役割

男女共同参画社会の実現を目指すためには、それぞれが役割を担い、自ら積極的に取り組むことが求められます。

家庭

「家事＝家族全員の役割」という意識で分かち合いましょう！

- 家族全員がお互いに協力して、家事、子育て、介護などを行いましょう。
- 性別役割分担を撤廃し、男性も女性も自立し、個性や自主性を大切に、お互いを尊重しましょう。
- 育児や介護等の問題を家庭で抱え込まずに、周囲や専門機関に相談してみましょう。



職場

一人一人が個性と能力を十分に発揮できる環境作りを！

- 男女ともに、ゆとりと充実感を持って仕事と家庭生活、地域活動を両立できる、働きやすい職場環境を整えましょう。
- 採用・昇進・賃金などの男女格差をなくしましょう。
- ハラスメントのない環境をつくりましょう。
- 仕事上において固定的な性別役割分担意識を取り除きましょう。



学校

性別にとらわれない、お互いの個性や自主性を尊重した教育を！

- 一人ひとりが個性や能力を伸ばし、社会で活躍できる人材を育てましょう。
- 進学や就職において、性別にとらわれず、個人の適性を尊重しましょう。
- 人権を尊重し、性差について理解を深めましょう。



地域

地域活動に男女ともに参画し、多様な考え方を活かした活動を！

- 地域団体や事業者は、地域社会を構成する一員として、率先して主体的に意識改革を進め、それぞれの活動における男女共同参画を積極的に推進しましょう。
- 地域活動においても、固定的な性別役割分担意識を見直し、互いの権利と責任に対する認識を新たに持ちましょう。
- 男女共同参画社会の形成に向けた取り組みについて、積極的に協力しましょう。
- 地域活動やボランティアに男女ともに主体的に関わり、住みよい地域をつくりましょう。
- 子育てや福祉、介護などを地域全体で支え合い、安全・安心で元気な地域づくりをすすめましょう。



行政

一人一人が幸せな社会実現のために！

- 個人としての能力を十分発揮して自己の意思と責任による多様な生き方をできるよう、社会環境を整えていきます。
- 町民、地域団体・事業主に対して男女共同参画社会の基本理念の浸透を図り、意識改革を進めるとともに、町民の模範となるよう、自らの男女共同参画を積極的に推進していきます。
- 町民、地域団体・事業者、国及び県との十分な連携・協力を図り、男女共同参画社会の形成に向けた施策を計画的に実施していきます。



あらゆる分野で意識と仕組みを変えて、一人一人が住みやすい社会を実現させましょう！

第4章 分野別の目標と施策

基本目標Ⅰ 男女平等を基本とした男女共同参画の意識づくり



現状と課題

少子高齢化や人口減少が進む現在において、心豊かな生きがいのある社会の実現のためには、誰もが社会に参画しやすい環境を整備することが、これまで以上に求められ「女性活躍」の推進に向けた様々な制度も構築されています。

しかし、固定的な性別役割分担意識はまだ残っていると考えられ、日常生活における家事・育児・介護における男女が果たしている役割に偏りがみられます。固定化された生き方が社会に定着してしまうことで、次世代を担う子どもたちの未来が可能性に乏しい社会となることが懸念されることから、行政での取り組み、学校・地域・家庭における教育や各種情報発信などにおいては、人権尊重と男女平等の視点をもって、機会あるごとに男女共同参画の重要性を訴え、意識の醸成と実践の拡大を図る必要があります。

各分野における男女平等の意識について、町民意識調査結果では、「平等になっている」と答えた人が最も多かったのは『学校の中で』（47.5%）となっています。また、『男性が優遇されている』と回答した人の合計が多かったものは「社会通念・しきたり上で」（69.3%）及び「政治の場で」（67.7%）となっており、これらの分野については、60%を超えた人が男性優位の社会であると感じているということがわかります。

町では、引き続き地域や関係団体、民間事業者と連携し、男女平等意識を醸成する教育と生涯学習の充実を推進するとともに、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）により社会に根強く残る、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を図るために、講演会等の開催や広報紙などで男女共同参画に向けた意識の醸成を更に促すための意識啓発、情報提供を推進していく必要があります。

施策の方向性 1 男女平等を基本とした男女共同参画社会に向けた意識の醸成

男女共同参画に向けた意識の醸成を促し、社会に根強く残る、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を図るため、あらゆる世代に様々な機会を通じて意識啓発を推進します。

①男女共同参画社会形成の必要性の理解促進と意識の醸成

施策・事業	取組内容	担当課
男女共同参画の周知・啓発	6月の男女共同参画週間に合わせた広報のほか、広報こおり等に記事を掲載し、周知・啓発に努める。	総合政策課
男女共同参画に関する講演会・研修会への参加促進	福島県男女共生センター等で実施する各種講演会・研修会への参加を促進する。	
女性の権利に関する法令・条約等の周知・啓発	関係機関と連携し、女性の権利に関連する国内法令等を、誰もが理解しやすい形で事業主等へ広報する。	

成果指標	目標値等
広報紙への関連記事掲載回数	本紙 1回以上 お知らせ版 2回以上

②男女共同参画社会形成に向けたイベントや講演会等の開催

施策・事業	事業の内容	担当課
講演会・セミナー等の開催	関係機関と連携し、男女共同参画に関する学習の場として、講演会やセミナー等を開催する。	総合政策課
	男女共同参画理解促進のための講座等を実施する。	教育文化課

成果指標	目標値等
講演会・セミナーの開催回数	年1回

③人権に配慮した広報活動

施策・事業	事業の内容	担当課
国・県・他自治体等の資料収集及び周知	県から配布される資料やインターネットの活用により情報収集を行い、広く周知する。	総合政策課
広報におけるジェンダーに捉われない表現の点検	性差による差別が感じられないよう男女平等の視点で広報する。	
男女共同参画関係図書収集	誰もが男女共同参画に関する最新の情報を得られるよう、図書の充実を図る。	教育文化課

成果指標	目標値等
人権に関する周知の啓発実施回数	年1回以上

④具体例を盛り込んだ広報物の作製・配布

施策・事業	事業の内容	担当課
チラシ等配布による男女共同参画に関する情報の広報	国・県が作成するポスターやチラシを公共施設等に掲示するとともに、具体例を盛り込んだ分かりやすいチラシの作成・配布により、意識啓発を推進する。	総合政策課

成果指標	目標値等
男女共同参画に関する記事の広報紙掲載回数	本紙 1回以上 お知らせ版 2回以上

施策の方向性2 男女平等意識を醸成する教育と生涯学習の充実

男女平等の意識を育てるため、家庭教育や学校教育、地域での学習の場において、あらゆる世代が生涯を通して男女共同参画の学習に取り組めるよう推進します。

①家庭や地域における学習機会の充実

施策・事業	事業の内容	担当課
男女共同参画学習のための講座等の開催	男性の育児休暇や女性の貧困など、その時々で社会問題となっている家庭や地域での男女共同意識の醸成や、参画の在り方等について考えるきっかけとなるような講演会等を開催する。	総合政策課
	成人講座等の学習機会を提供し、充実を図る。 青少年学習による健全育成や女性団体への支援（研修会への参加奨励等）を実施する。	教育文化課
家庭への意識啓発と家庭教育相談事業	男女共同参画意識等について、家庭への啓発に努める。 また、家庭生活・教育上の問題についての相談窓口を周知する。	総合政策課 教育文化課

成果指標	目標値等
講演会等への町民参加者数	50人

②多世代に向けた人権教育の推進

施策・事業	事業の内容	担当課
人権教室等の開催	命の尊さや大切さなどを育むため、小学校、児童館において、人権の花運動及び人権教室を実施する。	健康福祉課
	人権に対する意識を醸成するため、各小学校に人権擁護委員が出向き、人権教室を開催する。	
セミナー等の実施	人権のあり方について考えるための成人向け講座等を実施する。	

成果指標	目標値等
人権の花運動の実施回数	年2回
各小学校における人権教室の開催回数	年1回
人権に関する成人向け講座の実施回数	年1回

③保育・教育の場における男女共同参画の推進

施策・事業	事業の内容	担当課
保育所、幼稚園、学校における男女共同参画意識の醸成	男女混合名簿を使用しながら、男女共同参画の視点を意識した運営・教材・指導の点検を行い、意識の醸成を図る。 性別に捉われないキャリア教育やノーマライゼーション、道徳、特別活動など、教科指導の充実及び実践に努める。また、性に関する指導や相談を受ける体制の整備など、男女共同意識の高い組織づくりに努める。	教育文化課

成果指標	目標値等
各施設・学校での指導の点検回数	年1回

④教職員等の意識向上を図る研修機会の充実

施策・事業	事業の内容	担当課
保育所、幼稚園、学校の教職員に対する男女共同参画研修会への参加促進	関係機関からの研修会等に係る情報について、各校へ提供し、参加を促進する。	教育文化課

成果指標	目標値等
各施設・学校への情報提供の回数	随時

施策の方向性3 多様性を尊重する社会の実現

多文化共生社会において、文化や習慣、性的指向、性自認など、お互いの相違を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されることが重要です。偏見や差別をなくし、多様性を理解し合うための取り組みを行っていきます。

①外国人との文化交流を通じた文化や価値観を学ぶ機会の創出

施策・事業	事業の内容	担当課
学校等における国際理解教育の推進	外国語指導助言（ALT）による授業や費用助成による英検受験の促進、外国文化に触れる体験学習などを通して、国際理解教育を推進する。	教育文化課
	幼稚園や保育所の幼児にも、低い年齢から英語を耳にする機会を設け、英語教育の推進を図る。	
	国際交流協会の出前講座を開催する。	総合政策課

成果指標	目標値等
中学3年生の英語検定3級以上取得率	30%

②性の多様性に関する理解促進

施策・事業	事業の内容	担当課
性の多様性についての周知啓発	性の多様性に関する情報や、国・県で設置している相談窓口等について、広報こおり等を通じて周知するとともに、公共施設等にチラシ等を設置し理解促進を図る。	健康福祉課

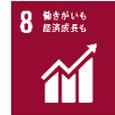
成果指標	目標値等
性の多様性に関する記事の広報紙掲載回数	お知らせ版2回以上

③バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

施策・事業	事業の内容	担当課
差別や偏見のない多様性の理解促進と行政サービスの向上	視覚・聴覚障がい者に向けて、ホームページ作成に取り組むとともに、広報紙等でのユニバーサルデザインフォントの使用を推進する。	総合政策課
	公共施設等にユニバーサルデザインを取り入れるなど、安全で安心できる身近な生活環境づくりを推進する。	関係各課

成果指標	目標値等
ホームページに掲載した視覚・聴覚障がい者向けの記事件数	100%

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事と家庭生活・地域活動などに 参画できる環境づくり



現状と課題

人口減少・超少子高齢化社会を迎え、男女が年齢や性別に関わらず様々な分野で一層活躍することが望まれますが、家事・育児・介護については、依然として女性がその多くを担っています。

女性の社会進出に伴い、職場環境も徐々に変化してきているものの、未だ十分とは言えません。一人ひとりの希望や家庭の状況に応じて、仕事と家庭生活のバランスを調整できる環境が必要になります。今後は、男女問わず短時間勤務や在宅勤務（テレワーク）などの多様な就業形態や、育児や介護を理由に仕事を諦めることがないように、保育サービスや介護サービスを充実させ、地域活動へも参画できるよう、柔軟に対応できる雇用環境を整えていくことが必要です。

町民意識調査結果では、女性及び男性の望ましい生き方について、男女どちらも「家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる」が最も多くなっています。

前回調査と比較すると、「家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる」は男女ともに10ポイント以上増加し、男性の望ましい生き方では「家庭生活又は地域活動にも携わるが、あくまでも仕事を優先させる」が10ポイント以上減少していることから、男性も家庭生活や地域活動に携わることが望ましいという意識が高まっていることがわかります。

今後は、男女がともに、仕事と家庭生活又は地域活動などが両立できるワーク・ライフ・バランスを実現する環境づくりのために関係部署・関係機関との連携が重要になります。また、引き続き時機やテーマを捉えて、広報紙などでの普及啓発を図る必要があります。



夫婦で協力して子育て「離乳食教室」



楽しく学べる「男性のための料理教室」

施策の方向性 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女が家事・育児等と仕事のバランス良く調整できる環境を目指し、誰もが各自の能力を十分に発揮し、生きがいをもって働き、暮らしていくことができるよう、柔軟に対応できる体制を整えていきます。

①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境の整備

施策・事業	事業の内容	担当課
事業主等に対する意識啓発	雇用の場における男女平等やワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業主等を対象に広報を行う。 また、関係機関と連携し、働き方改革関連法等について情報提供する。	総合政策課 産業振興課
ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発	女性も男性も生涯を通じて充実した生活が送れるよう、仕事と生活の調和の考え方の啓発に努める。 また、固定的な性別役割分担意識に捉われずに自分らしく過ごせるよう、性別役割分担を考えるきっかけづくりとなる情報の周知・啓発に努める。	
男女雇用機会均等法等の周知及び啓発	労働者だけでなく、事業主等の意識改革を図るため、男女雇用機会均等法や女性活躍や働き方改革推進に関する法律の周知や広報活動を行う。	

成果指標	目標値等
広報紙またはお知らせ版等への記事の掲載	年1回以上
事業所・企業等への訪問による意識啓発	年1回

②男性の家事・育児・介護への参画の一層の推進

施策・事業	事業の内容	担当課
男性の家庭参画促進のための学習機会の提供	家事分担の促進や健康寿命の延伸に向けて、男性を対象とした料理教室や健康食講座を開催する。	健康福祉課
	男性の家庭生活への参画を促進するため、男性が参加しやすく、関心を持てる学習機会を提供する。	教育文化課 総合政策課

成果指標	目標値等
健康食講座の参加人数	10人以上
公民館講座の実施回数	年2回以上

③多様な子育て支援の実施

施策・事業	事業の内容	担当課
子育て支援事業の推進	子育てを社会全体で支えるため、子ども・子育て支援事業計画に基づき、保護者の子育てを支援する各種施策に取り組む。子育て中の親子が一人で悩まずに子育てができるよう、地域子育て支援センター事業等を実施する。関係機関と連携をとり、個々のケースに応じ、きめ細い支援を行う。	健康福祉課
保育サービスの充実	保育施設における待機児童ゼロを継続するための取り組みを引き続き進め、働く親の就労形態などに応じたきめ細やかな保育サービスの充実に努める。	教育文化課 健康福祉課
経済的支援の充実	保護者の経済的負担軽減を図るため、新入園児及び・新入学児童生徒への制服支給をするほか、幼稚園、小中学校の給食費無料化を実施する。	教育文化課

成果指標	目標値等
年少人口（15歳未満の人口）	1,065人
在宅で育児をしている親子の地域子育て支援センターの利用率	60%

④介護保険サービスの普及促進と障がい者・高齢者福祉施策の充実

施策・事業	事業の内容	担当課
介護保険制度・高齢者福祉施策の充実	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、町高齢者福祉計画・介護保険事業計画等の制度の普及啓発及びサービスの提供と充実に努める。	健康福祉課
障がい者保健福祉の充実	障がい者が住み慣れた町で安全安心に過ごせるよう、町障がい者計画に基づき、障がいサービスを提供する。	
高齢者に対する学習機会の充実	高齢者を対象とした講座等を開催し、学習機会を提供する。また、「高齢者作品展」等を開催し、生きがい・やりがいの場を提供する。	教育文化課
	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、有する能力に応じて自立した日常生活ができるよう、町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、事業を実施する。	健康福祉課
施策・事業	事業の内容	担当課
介護関連施設の充実	就労中でも安心して介護ができるよう、町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、事業を実施する。	健康福祉課

成果指標	目標値等
広報紙またはお知らせ版等への記事の掲載	年2回以上

施策の方向性2 地域活動における男女共同参画の促進

男女が仕事や家庭生活とともに、地域活動やボランティア活動へ参画でき、一人ひとりの価値観を反映した多様なライフスタイルを実現するよう情報提供や活動の支援を行います。

①地域社会への参加を支援する学習機会の提供

施策・事業	事業の内容	担当課
学習機会の提供	地域社会への参画を促進するため、公民館講座等により男女共同参画に関する学習機会を提供する。	教育文化課
男女共同参画施策推進状況の情報提供	地域団体等に対し、町の取組み状況等の情報を提供し、主体的な研究活動を支援する。	総合政策課

成果指標	目標値等
講座の実施回数	年2回以上

②ボランティア活動等への参加促進

施策・事業	事業の内容	担当課
ボランティア活動等への参加促進	ボランティア活動に関する意識の醸成やボランティア人材育成のため、社会福祉協議会内のボランティアセンターと連携し、情報収集および提供に努める。	健康福祉課

成果指標	目標値等
ボランティア活動への参加周知	随時

施策の方向性3 就労の場における男女共同参画の促進

女性の社会進出が推進され、女性が仕事をするようになっても多くは家庭生活を担っていたり、家庭生活にも一定の時間を割きたい男性が仕事を優先せざるを得なかったりするなど、仕事と家庭生活のバランスが上手くとれていない場面も見られます。就労者の希望に可能な限り応じた働き方ができる環境をつくり、また、育児や介護を理由に仕事を諦めることがないように、保育サービスや介護サービスを充実させ、柔軟に対応できる体制を整えていきます。

①育児・介護休業制度の普及

施策・事業	事業の内容	担当課
各種地域団体、事業者等への情報提供	育児・介護休業制度に関する国・県の広報物を公共施設等に掲示するほか、各種地域団体や事業者等に掲示を促しながら直接情報提供する。 また、役場においては、「桑折町における女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画」に基づき、育児・介護など各種制度について周知するとともに、男性職員の休暇取得促進を図る。	総合政策課 総務課

成果指標	目標値等
広報物の掲示回数	年3回以上

②出産・育児・介護による退職者の再就職に向けた施策の充実

施策・事業	事業の内容	担当課
情報の提供（就職・再就職・職業能力講座、再就職支援講座等）	ハローワーク福島から提供される各種セミナー・求人等の情報を、町ホームページにも掲載し、さらなる周知を図る。	産業振興課

成果指標	目標値等
広報物の掲示回数	年3回以上

③アンペイド・ワークに対する町民への意識啓発

施策・事業	事業の内容	担当課
アンペイド・ワーク（家事や育児、介護、地域活動などの経済活動外で行われる無償労働）に関する情報提供	アンペイド・ワークに関する国・県の広報物を公共施設等に掲示するほか、広報紙等で情報提供する。 また、アンペイド・ワークの解消に向けて取り組む人を広報紙等で取り上げるなどして、女性が働きやすく、より活躍できる環境づくりを進める。	総合政策課

成果指標	目標値等
広報物の掲示回数	年3回以上

④農業・自営業の家族従事者の就業条件の整備と女性の地位向上

施策・事業	事業の内容	担当課
家族経営協定の締結促進	農家内の女性の地位確立に資する家族経営協定を促進するため、認定農業者の農業経営改善計画更新時や農業者の集まり等において、直接周知していく。	産業振興課
男女共同参画意識の啓発	関係課と連携を図り、就労の場における男女共同意識を啓発する機会を設けるとともに、広報こおり等に記事を掲載し、普及・啓発に努める。	総合政策課
	商工会等の関係機関及び関係課と連携を図り、意識啓発の方法を検討する。	産業振興課

成果指標	目標値等
新規家族経営協定締結数	10組

施策の方向性4 防災分野における男女共同参画の推進

これまでの被災経験から、女性が避難所生活等で不便や苦痛を感じていたことが徐々に周知・認識されるようになり、防災・減災対策に男女共同参画の視点を取り入れることが重要になっています。今後は、女性が防災・減災対策の検討過程に参画し、性別に捉われず一人ひとりの意見を反映できる体制づくりを進めていきます。

①防災分野における女性参画の拡大

施策・事業	事業の内容	担当課
地域防災計画等への男女共同参画の視点の反映	地域防災計画等に男女共同参画の視点が反映されるように所要の改訂を行う。	生活環境課
防災分野での施策・方針決定過程への女性参画の拡大	防災対策等における固定的役割分担意識の見直しを図るため、構成機関や団体へ働きかけ、町防災会議の女性参画拡大に努める。	

成果指標	目標値等
防災会議における女性委員の割合（R3年度現在：1人/28人）	10%

②地域防災における男女共同参画

施策・事業	事業の内容	担当課
女性・高齢者等に対する知識の普及・学習機会の拡充	女性の防災学習の機会を確保するとともに、各種団体と連携し、緊急時連絡体制の整備や避難誘導路の把握等、災害対策事業を実施する。	生活環境課
女性消防団員の確保	女性消防団員の確保のため、様々な機会を捉え、PR及び募集活動を行う。	
女性リーダーの育成	公民館講座等を活用し女性リーダー育成に努める。	教育文化課
	地域の女性リーダーを育成するため、県主催の研修会等への参加を呼びかける。	生活環境課
避難所や災害ボランティア活動の場における男女共同参画の視点からの配慮	町社会福祉協議会ボランティアセンターによるボランティアの育成や、災害時の炊出し訓練等を行う。	健康福祉課
	妊産婦への配慮など、災害時における女性の視点に立った安全安心な避難所運営を図るため、関係団体との連携を図る。	生活環境課

成果指標	目標値等
消防団員における女性の割合（令和3年度現在：21人/333人）	10%



全国消防操法大会に出場した桑折町女性消防隊
防災力強化を目指し、女性も活躍しています



助産師や保健師が妊婦さんのもとを訪問して、
育児相談に応じています



地区避難訓練にて、子どもたちが炊き出しに挑戦

基本目標Ⅲ 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進



現状と課題

政治や行政の公的分野や企業・団体・地域等において、女性の参画が思うように進まず、その要因として、男女間の経済的格差に加え、固定的役割分担意識や慣行が根強く残っていることなどが考えられます。

活力ある男女共同参画社会を実現するためには、すべての男女が個人として対等な立場で参画し、活躍できる社会を形成することが必要です。

特に、女性の参画が少ない行政や地域等における政策や方針決定の場において、固定的な性別役割分担意識により、女性が性別により区別されることなくその能力を十分に発揮することや、その改善に向けた女性委員の積極的登用、女性の職域拡大・人材育成などに取り組む必要があります。

国の第5次男女共同参画基本計画では、市町村の審議会等委員に占める女性の割合について、令和5年の成果目標として40%以上60%以下と定めています。桑折町では令和3年9月に策定した「献上桃の郷こおり 未来躍動プラン」において、審議会等の女性登用数の令和6年の目標値を20.0%と定めており、令和3年度の現状値は22.6%と目標値を超えた割合でしたが、国が示す目標値とはまだ大きく乖離している状況です。今後、国が定めた成果目標を意識して具体的指標を設定することが必要になると考えられます。その際に女性人材の育成が重要であることから、女性が興味をもつ内容の講座などの取組みの推進や企業・事業主などへの意識啓発が必要となります。



各審議会にて女性委員の参画が増えています



「高齢者講座」での学びや交流が生きがいに

施策の方向性1 女性人材の育成と経済的な地位の向上

少子高齢化が進む中、女性の活躍は地域社会・経済を活性化させる上で、ますます重要となるため、あらゆる分野において、女性自らの能力が発揮できるよう人材育成していくことが必要です。そのための能力開発（エンパワーメント）の機会や情報提供等を行い、女性の活躍と経済的自立が進むよう広く意識啓発を行います。

①女性リーダーの養成・確保の推進

施策・事業	事業の内容	担当課
女性リーダー養成事業の推進	女性団体等と連携し、意識改革や意欲向上、知識や能力を高めるための公民館講座等を開催し、女性リーダー育成に努める。 また、養成講座等の情報を提供し、参加促進や支援に努める。	教育文化課
広報紙等への男女共同参画に関する情報の掲載	国・県からの通知等をもとに、庁舎内にポスターやチラシを掲示するとともに、時機を捉えて、広報こおりやお知らせ版に記事を掲載する。	総合政策課

成果指標	目標値等
女性リーダー育成講座の開催回数	年2回以上
男女共同参画に関する記事の広報紙掲載回数	本紙 1回以上 お知らせ版 2回以上

②各分野で活躍する女性の交流機会の提供・支援

施策・事業	事業の内容	担当課
女性団体、グループ等との交流会の開催	男女共生センターで開催する交流会について、女性団体等へ情報を提供し、参加促進に努める。	総合政策課

成果指標	目標値等
交流会等への参加者数	年間1～2人程度

③女性の資産形成の普及・啓発

施策・事業	事業の内容	担当課
経済的な自立に向けた情報や学習機会の情報提供	関係課と連携し、セミナー等の開催に努める。また、関係機関で開催するセミナー等について情報提供する。	総合政策課

成果指標	目標値等
セミナー等の開催（または周知）数	年1回

施策の方向性2 意思決定過程における女性の参画促進

政治に限らず、地域や職場における政策・方針決定過程において、男女それぞれの意見が等しく反映されるよう、幅広い分野における女性の人材育成を推進するため、学習機会の提供を促進し、町や地域社会、職場における様々な政策・方針決定過程に女性が多く参画することを目指します。

①各種審議会・委員会等への女性の積極的な登用

施策・事業	事業の内容	担当課
審議会・委員会の女性委員の参画目標設定・状況の公表	国が定める「202030」（社会のあるゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する）が未達成であることから、継続して女性委員の参画向上に努め、町ホームページ等で公表する。	総合政策課
審議会等への女性委員の参加促進	審議会委員等の選出時に、町民公募を実施する。	関係各課

成果指標	目標値等
審議会等に占める女性委員の割合	30%

②行政の女性職員の職域の拡大及び幅広い職務経験や研修機会の充実

施策・事業	事業の内容	担当課
職域の拡大及び幅広い職務経験や研修機会の充実	女性の職域拡大に努めるとともに、研修会の開催にあたっては職場・経験・性別の区分に関係なく参加を促す。	総務課

成果指標	目標値等
男女の区分のない研修への参加呼びかけ	毎回

③性別に捉われない職員の採用

施策・事業	事業の内容	担当課
男女の区別のない職員の採用	男女の区別をすることなく、職員としてふさわしい者を採用する。	総務課 教育文化課

成果指標	目標値等
募集、採用の均等な機会を確保する	毎回

④ 役場職員の男女共同参画意識醸成を図る研修機会の確保

施策・事業	事業の内容	担当課
全職員への男女共同参画研修会の実施と参加促進	総合政策課・県男女共生センターと連携し、研修会の実施に努める。	総務課

成果指標	目標値等
研修会の実施	年1回

⑤ 管理職等への登用促進と職域拡大

施策・事業	事業の内容	担当課
性別に捉われない配置・昇進	女性職員の管理職登用や職域拡大について、人事異動時に検討する。	総務課

成果指標	目標値等
管理職に占める女性職員の割合	20%

⑥ 各種地域団体・事業者等との意見交換によるニーズ把握と取組みの促進

施策・事業	事業の内容	担当課
各種地域団体・事業者等との意見交換会	各種地域団体・事業者等との意見交換会や町男女共同参画プラン推進懇談会を開催し、地域の現状課題を把握するとともに、施策への意見の反映に努める。	総合政策課

成果指標	目標値等
桑折町男女共同参画プラン推進懇談会等の開催回数	年1回以上

⑦ 事業者や各種団体等への女性の積極的登用の働きかけ

施策・事業	事業の内容	担当課
女性の登用について各種機関・団体・地域等への要請	産業振興分野における女性の意思決定過程への参画を促進するため、機会を捉えて、女性委員の比率の拡大の働きかけを行う。	産業振興課
	PTA 役員等の選出において、性別の区別なく適任者が選出されるよう働きかける。	教育文化課

成果指標	目標値等
各種団体等への要請回数	年1回以上

施策の方向性3 女性のエンパワーメントの育成

女性があらゆる分野に参画し、活躍できるよう、女性自身の積極的向上や能力開発（エンパワーメント）を支援するための機会を提供し、人材育成を推進します。

①女性リーダーの養成・確保の推進

施策・事業	事業の内容	担当課
広報紙等への男女共同参画に関する情報の掲載（再掲）	国・県からの通知等をもとに、庁舎内にポスターやチラシを掲示するとともに、時機を捉えて、広報こおりやお知らせ版に記事を掲載する。	総合政策課

成果指標	目標値等
男女共同参画に関する記事の広報紙掲載回数	本紙 1回以上 お知らせ版 2回以上

②女性の人材育成のための教育機会や自己啓発機会の充実

施策・事業	事業の内容	担当課
情報の提供（就職・再就職・職業能力講座、再就職支援講座等）（再掲）	ハローワーク福島から提供される、各種セミナー・求人等の情報をホームページにも掲載し、さらなる周知を図る。	産業振興課
女性学習講座等の充実	女性の意識改革や意欲向上につながる自己啓発セミナー等の開催など、学習機会を提供する。	教育文化課
福島県男女共生センター・大学等で実施するリカレント教育の推進（公開講座等の情報提供）	女性団体等に対し、講座等を提供するほか、公民館等施設にポスターを掲示し、参加を促進する。	

成果指標	目標値等
女性学習講座等の開催回数	年2回



「こおり友遊くらぶ」は、ものづくりから体を動かす内容まで、多彩な講座が目白押しです

基本目標Ⅳ 人権が侵害されることのない社会の実現



現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、人権の尊重はきわめて重要です。一人ひとりが固定的役割分担意識を是正し、お互いを認め合い、一人ひとりの人権を尊重しなければなりません。また、安全安心に暮らせることは、男女がともに充実した生活を送り、社会で活躍する上で非常に大切なこととなります。そのために、日頃から健康管理といった分野においても、男女共同参画の視点に立った施策や取り組みが必要です。

人権が侵害されることのない社会の実現のためには、男女間のあらゆる暴力の根絶や、生涯を通じた男女の健康支援なども重要です。

そのために、広報や職場、学校、各種団体などにおいて、関係機関と連携し、ドメスティック・バイオレンス（DV）や性犯罪、売買春、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの防止についての啓発や取り締まりの強化、企業や事業主、団体等での意識啓発を図ることが大切です。また、学校教育や就労の場において母性機能や正しい性と健康についての普及啓発や理解促進を図ることも必要です。

なお、DVについては、令和3年12月に策定された福島県の男女共同参画計画「ふくしま男女共同参画プラン」では、DV防止基本計画策定市町村数が1つの指標となっているため、本町でもDV防止基本計画の策定を検討していく必要があります。



新入园児・新入学児童生徒へのお祝いとして、町から制服をプレゼント



保健師や助産師などの専門職が、一対一で個別に育児相談を受け付けています

施策の方向性1 男女間のあらゆる暴力の根絶

DVや職場・学校でみられるハラスメントなど、あらゆる暴力はその対象の性別や年齢、加害者と被害者の関係を問わず、決して許されるものではありません。一人ひとりが互いの人権の尊重の意識を高め、あらゆる暴力の発生をなくすとともに、被害に悩む人を救済できる体制の整備を進めます。

①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の周知

施策・事業	事業の内容	担当課
関係法律の趣旨の周知	啓発期間等に広報こおり等に記事を掲載するほか、窓口カウンターにチラシ等を設置し、暴力が人権を侵害する行為であることの認識を深めるとともに、防止を図る。	健康福祉課

成果指標	目標値等
身近なところのDVについて、「暴力について見たり聞いたりしたことがある」と回答した人の割合	15%未満

②職場、学校、各種団体等におけるあらゆるハラスメント防止に向けた啓発

施策・事業	事業の内容	担当課
あらゆるハラスメント防止に向けた啓発	啓発期間等に広報こおり等に記事を掲載するほか、チラシ等を配布し、セクハラやパワハラなどのあらゆるハラスメントが人権を侵害する行為であることの認識を深めるとともに、防止を図る。	健康福祉課
	職員に対する桑折町職員のハラスメント防止等に関する要綱の周知や、施設内へのポスター掲示により、普及啓発を図る。	総務課

成果指標	目標値等
あらゆるハラスメント防止に向けた啓発の回数	年1回以上

③性犯罪やパートナーからの暴力等に対する相談体制の充実

施策・事業	事業の内容	担当課
相談窓口の強化	相談窓口を設置し、専門機関（女性のための相談支援センターや県北保健福祉事務所の児童家庭支援チーム）と情報共有や連携を行う。 また、受け付けた相談案件を関係課や専門機関につなぐなど、必要な対応を行い、問題解決が図られるよう支援する。	健康福祉課
	国・県が作成するポスターの掲示やチラシの設置・配布、広報こおりへの記事掲載等により、相談窓口の周知を図る。	総合政策課

成果指標	目標値等
支援が必要な人への個別相談	随時

④DVに対する意識啓発や厳正な対処等による人権を守る環境づくりの推進

施策・事業	事業の内容	担当課
DV防止法の普及・啓発	広報こおり等への記事掲載のほか、公共施設へのポスターの掲示やチラシの設置により、普及・啓発を図る。	健康福祉課

成果指標	目標値等
DV防止法の啓発・広報活動の実施回数	年1回以上

⑤DV・性犯罪・売買春・ストーカー行為等への取締りの強化

施策・事業	事業の内容	担当課
関係機関へのDV、性犯罪、売買春、ストーカー行為等への取締り強化の要請	問題解決が図られるよう、専門機関に対し、相談体制の充実や見守り体制の強化を要請するなど、必要な対応を行う。	健康福祉課
	DV や性犯罪等を未然に防ぐため、必要に応じ相談等の個別対応を行う。	

成果指標	目標値等
支援が必要な人への個別相談	随時

施策の方向性2 生涯を通じた男女の健康支援

心身の健康は、生活の資本とも言え、家族の誰かが健康に不調をきたすだけで、生活の質（QOL）が低下してしまう恐れがあります。そのため、あらゆる世代に対し、健康管理の重要性を普及啓発するとともに、妊娠期（胎児期）から高齢期までライフステージに応じた健康づくりを行い、心身の健康が維持・増進できるような環境をつくります。

①生涯にわたる健康づくりの推進

施策・事業	事業の内容	担当課
健康増進事業の充実	生涯にわたり心身の健康を維持するために、こおり健康楽会やヘルスアップ事業等のライフステージに応じた健康増進事業の充実に努める。	健康福祉課
高齢者支援の充実	高齢者が安心して生活できるよう、介護予防に関する知識の普及啓発や、介護サービスの充実を図り、地域で支え合う体制を整備する。 また、ふれあい・いきいきサロンへの参加など、社会参加促進や生きがいづくり活動を支援し、高齢者の意欲向上に努める。	

成果指標	目標値等
こおり健康楽会における講座等の開催	年2回

②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の浸透

施策・事業	事業の内容	担当課
概要の普及啓発及び講座等の開催	性と生殖に関する健康・生命の安全に関する権利について、広報紙等に掲載し、普及啓発を図るとともに、成人講座等を開催する。	総合政策課 教育文化課

成果指標	目標値等
リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する記事の広報紙掲載回数	年1回以上

③母性機能に対する理解促進

施策・事業	事業の内容	担当課
母性機能がもつ社会的重要性和健康意識向上のための啓発	母性機能に関する理解促進のため、母子保健事業を主として機会を捉え、啓発・広報活動を推進する。	健康福祉課

施策・事業	事業の内容	担当課
母子保健事業の充実	就労中妊婦の母性保護の重要性の理解促進を図るため、母子手帳交付時に面談を実施し、周知を図る。 妊娠期から出産期、新生児や乳幼児期を通して、切れ目なく母子の健康が確保されるよう、健康診断や訪問指導などの各種事業の充実を図る。	健康福祉課

成果指標	目標値等
母性機能や健康意識向上に関する啓発	年1回以上

④正しい性と健康に関する情報提供の充実

施策・事業	事業の内容	担当課
医師、保健師、学校を通じた講座の開催や情報の提供	正しい性と健康について理解促進を図るため、ボランティアセンターや小・中学校と連携・協力し、講話や体験活動を実施する。	健康福祉課
	県教育庁等からの情報を各校へ提供し、理解促進を図る。	教育文化課

成果指標	目標値等
講話や体験活動の開催回数	年1回

⑤人権教育としての性教育の推進

施策・事業	事業の内容	担当課
学校教育における性教育の推進	学校における保健体育授業内で学習機会を設け、理解促進を図る。	教育文化課

成果指標	目標値等
性教育の授業の実施回数	年1回

⑥女性の健康上の問題や性に関する相談体制の充実

施策・事業	事業の内容	担当課
相談対応・支援の充実	女性の各ライフステージにおける適切な健康管理について、定期健康相談会、母子保健事業、子育て支援事業等の機会を捉え、専門職による啓発を行うとともに、個別相談対応等により支援する。	健康福祉課

成果指標	目標値等
健康相談日開催	年12回
支援が必要な人への個別相談	随時

施策の方向性3 生活上の困難に対する支援

生活上のさまざまな困難を抱えるひとり親家庭や高齢者、障がい者等が、社会から孤立することなく、安心して暮らしていただけるよう、それぞれの問題に応じた支援を行います。

①困難を抱える世帯への支援体制の強化

施策・事業	事業の内容	担当課
ひとり親家庭等の親子に対する支援の充実	ひとり親家庭の母子・父子の経済的負担を軽減するため、ひとり親家庭を対象とした医療費助成や児童扶養手当等の経済的な支援を行う。また、親子が、一人で悩まずに安心して生活できるよう、個々の実情に応じて、きめ細い相談支援を行う。	健康福祉課
高齢者に対する支援の充実	高齢者に対して、見守り体制の構築や交通弱者への支援を行う。	
障がい者に対する支援の充実	障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、関係機関と連携し、障がい者に寄り添った福祉サービスを提供する。	
困難を抱える世帯への求職活動支援	病気や失業など、様々な理由により、生活に困窮する方を対象として、ハローワーク等の関係機関と連携し、求職活動を支援する。	産業振興課

成果指標	目標値等
支援が必要な人への個別相談	随時



生涯健康であるために体力づくり



子育てサロンで育児の悩みを相談

基本目標V 働く女性・働きたい女性が活躍できる環境づくり

【女性活躍推進計画】



現状と課題

女性の年齢階級別労働力率は、20代後半から30代後半までの出産育児期に仕事を離れ、その後再就職するという「M字カーブ」という傾向が見られます。本町の生産年齢人口の女性の就業状況をみると、ほぼ70%以上の就業率となっており、離職する方も一定数いるものの、結婚から出産、子育ての時期においても就労している女性が多いことが推測されます。

女性はその能力を生かし就業し続けるために、柔軟な就業形態や環境の整備が求められています。

少子高齢化により、人口減少が進む中、就労の場においても「女性の力」の発揮がますます重要であると認識されています。町民意識調査結果では、女性が働き続けるために必要なことについて、女性の回答は「労働時間の短縮や休日の増加、就業時間に柔軟性を持たせるなど働きやすい労働条件とする」が51.3%と最も多く、男性の回答では、「賃金、仕事内容など、労働条件面での男女差をなくす」が51.8%と最も多く、職業生活の面でも、未だに固定的な性別役割分担意識が残っていることが伺えます。

令和3年度の桑折町の管理職の女性割合は12.5%と県全体の現状値（12.2%）より若干高くなっていますが、平成29年度の13.3%からほぼ横ばいとなっています。企業、団体、地域等における男女共同参画の拡大を促すためにも、町自ら率先して職員の男女共同参画を推進していくことが求められています。

働く女性・働きたい女性が活躍できる環境づくりのためには、女性の登用促進や就業・起業のための支援や育児や介護などに配慮した多様な働き方の支援が重要です。また、ハラスメントのない職場環境づくりも重要であり、国や県で実施している相談窓口や催しについて、あらゆる場で周知・啓発するとともに、企業や事業主の意識啓発を図る必要があります。

施策の方向性 1 女性の力を生かした職業生活の推進

女性が意欲や能力を生かした就業の継続や起業の支援をするとともに、企業等に対し、職場における男女平等を実現するため、女性の活躍推進に向けた取組みを推進し、意識改革や意識向上を幅広く働きかけます。

①女性の登用促進のための支援

施策・事業	事業の内容	担当課
女性管理職やリーダーとして必要な知識等を身につけるための講座等への参加促進	県が主催する女性管理職やリーダーとしての活躍推進をテーマにした講座等を広く周知し、参加を促進する。	総合政策課
	事業主に対し、理解促進を図るなど、積極的な登用を働きかける。	

成果指標	目標値等
情報提供の回数	年5回

②キャリア教育等の推進

施策・事業	事業の内容	担当課
女性のキャリアアップに関するセミナー等の情報提供	県が主催する女性のキャリアアップをテーマにした講座等を広く周知し、参加を促進する。	総合政策課

成果指標	目標値等
情報提供の回数	年5回

③就業・起業の支援

施策・事業	事業の内容	担当課
就業・起業に関する相談、セミナー等の情報提供	創業支援計画に沿った支援及び空き店舗出店支援事業による起業支援を行うとともに、情報提供を行う。	産業振興課
	就業・起業をセミナー等の広報物の配布や、広報こおり等への記事掲載により、広く情報提供し、意識向上や意識改革、参加促進を図る。	総合政策課

成果指標	目標値等
女性起業家からの起業に関する相談件数	年5件

④企業における女性の活躍推進に向けた取組みの促進

施策・事業	事業の内容	担当課
企業の取組状況の把握と優良取組の情報発信	優良で先進的な取組みを行う企業や事業主を広報紙等で紹介するほか、窓口にチラシ等を設置するなど啓発を推進し、意識向上に努める。	総合政策課 産業振興課

成果指標	目標値等
優良取組企業や活躍している女性等の広報紙での紹介件数	年3件

施策の方向性2 育児や介護などに配慮した多様な働き方の支援

女性が、出産、育児、介護等の状況においても、柔軟な就労形態により、就労を継続できるよう支援体制を整備し、育児や介護を理由に仕事を諦めることがない職場環境の実現に向け普及啓発に努めます。

①女性の職業生活における情報の収集・整理・提供

施策・事業	事業の内容	担当課
町内外の情報の収集及び提供	国・県等から情報収集するとともに、公共施設等へのポスター掲示やチラシ配布のほか、広報こおり等に記事を掲載するなど情報発信に努める。	総合政策課 産業振興課

成果指標	目標値等
情報発信件数	年4回

②女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動

施策・事業	事業の内容	担当課
企業や事業主、男性の意識改革を進める啓発の推進	男性の意識改革（育メンなど）をテーマにした県主催講座等のチラシを公共施設等へ掲示、事業所等へ配布することで、参加を促進する。	総合政策課 産業振興課
女性の職業生活に関するセミナー等の開催	広報こおり等への記事掲載等を通して、意識啓発を図る。	

成果指標	目標値等
事業所へのチラシ等配布回数	年1回以上

③女性の職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援の充実

施策・事業	事業の内容	担当課
桑折版ネウボウを拠点とした相談体制の充実	安心して妊娠・出産・子育て期を過ごせるよう、関係機関と連携し、切れ目のない支援を実施する。	健康福祉課

成果指標	目標値等
子育てについて、「おおむね満足している」と回答した保護者の割合（乳幼児健診時アンケート）	70%以上

④女性の職業生活と家庭生活の両立に向けた障がい者・高齢者支援の充実

施策・事業	事業の内容	担当課
高齢者支援の充実（再掲）	高齢者が安心して生活できるよう、介護予防に関する知識の普及啓発や、介護サービスの充実を図り、地域で支え合う体制を整備する。 また、ふれあい・いきいきサロンへの参加など、社会参加促進や生きがいづくり活動を支援し、高齢者の意欲向上に努める。	健康福祉課
障がい者保健福祉の充実（再掲）	障がい者が住み慣れた町で安全安心に過ごせるよう、町障がい者計画に基づき、障がいサービスを提供する。	

成果指標	目標値等
高齢者福祉に関するアンケート調査において、「支援内容におおむね満足している」と回答した人の割合	70%以上
障がい者福祉に関するアンケート調査において、「支援内容におおむね満足している」と回答した人の割合	70%以上

⑤柔軟な働き方の推進

施策・事業	事業の内容	担当課
女性のニーズに応じた就業等に関する情報の提供	柔軟な働き方への意識の高揚を図るため、国・県等から情報収集するとともに、公共施設等へのポスター掲示やチラシ配布のほか、広報こおり等に記事を掲載するなど情報発信に努める。	総合政策課
	ハローワーク等関係機関と連携しながら、各種セミナー・求人等の情報提供を行う。	
家族経営協定の締結促進（再掲）	農家内の女性の地位確立に資する家族経営協定を促進するため、認定農業者の農業経営改善計画更新時や農業者の集まり等において、直接周知していく。	産業振興課

成果指標	目標値等
情報提供の実施回数	年3回

施策の方向性3 ハラスメントのない職場環境づくり

職場でみられる女性に対するあらゆるハラスメントの根絶を図るため、性差別や暴力を許さない社会の形成に向けた啓発、相談体制を推進していきます。

①職場におけるハラスメント等の防止に向けた啓発促進

施策・事業	事業の内容	担当課
ハラスメント等防止対策の周知	国や県で設置している相談窓口や催しについて、広報こおり等に記事を掲載し周知するほか、公共施設等にチラシ等を設置し、広く啓発する。	健康福祉課 総合政策課

成果指標	目標値等
情報提供の実施	随時

②ハラスメント等に関する相談体制の強化

施策・事業	事業の内容	担当課
相談体制の情報提供	相談について相談窓口や専門機関につなぐなど、問題解決に向けた支援を行う。 県や関係機関と連携し、担当者を配置するなど、相談体制等の整備を行う。	健康福祉課 総合政策課

成果指標	目標値等
情報提供の実施と、関係課と連携した相談体制の強化	随時



町内企業や事業所に勤める女性同士で、日頃の悩みや理想のまちづくりについて意見を交換

第5章 プランの着実な推進に向けて

1. プランの推進

本計画の内容を実現するためには、男女共同参画社会形成に向けて全庁的に取り組むことはもちろん、事業者、関係団体等との連携を図りながら、町民の理解促進と協力推進を得ることが重要です。

このため、男女の実質的な平等を実現し、行政が率先してリーダーシップをとりながら、男女共同参画社会形成に向けた施策を推進します。

2. 推進体制

男女共同参画に関する施策の総合的な推進体制をさらに充実させ、他機関等との連携を図り、積極的な事業展開を目指します。

(1) 庁内の推進体制強化

各課長等を構成メンバーとする桑折町男女共同参画社会プラン推進委員会が本計画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図ります。

(2) 福島県男女共生センターとの連携

家庭、地域、職場、学校などあらゆる分野において男女共同参画を進めるためには、男女共同参画社会の理念を理解し、それぞれの分野で具体的に実践活動していくことが求められています。このため、地域等の指導者の養成や関係団体との連携強化が一層必要になってきています。

より多くの町民が男女共同参画の理念を理解し実践していくため、福島県男女共生センターとの連携を強化していきます。

(3) 事業者、各種団体等との連携

社会の構成員それぞれが、相互に連携しながら男女共同参画に対する意識を変革し、主体的に取り組み、実践の拡大を促進するため、各界各層との連携・協力体制をより一層充実します。

3. 進行管理

本計画の進行管理は、桑折町男女共同参画プラン推進委員会及び桑折町男女共同参画プラン推進懇談会において行います。

1 民官一体型の推進体制の整備

①「男女共同参画推進懇談会」の開催

推進施策	事業の内容	担当課
男女共同参画社会の形成に向けた推進施策の評価・提言と調査研究	こおり男女共同参画プラン懇談会において外部有識者や町民代表者と意見交換し、地域の現状課題を具体的に把握する。また、施策への意見反映に努める。	総合政策課

成果指標	目標値等
こおり男女共同参画プラン懇談会における女性委員の参画率	50%を維持

②地域団体等が実施する研究活動の支援

推進施策	事業の内容	担当課
男女共同参画施策推進状況の情報提供（再掲）	地域団体等に対し、町の取組み状況等の情報を提供し、主体的な研究活動を支援する。	総合政策課

成果指標	目標値等
情報提供の実施回数	年1回以上

2 行政の推進体制の整備

①男女共同参画の視点に立った全庁的な施策の推進

推進施策	事業の内容	担当課
男女共同参画プランの普及・啓発	町ホームページに、専用ページを作成し、男女共同参画プラン及び概要版やセミナー開催等の最新情報を掲載するほか、「男女共同参画推進懇談会」の様子や施策の取組状況等を広報紙に掲載し、男女共同参画の普及・啓発に努める。	総合政策課
庁内推進会議の運営	総合政策課に専門窓口を設置し、各課と連携して施策を推進するとともに、施策の進捗状況等を確認し、必要に応じた改善を図るなど、計画の進行管理に努める。	総合政策課

成果指標	目標値等
こおり男女共同参画プラン推進委員会の開催回数	年1回以上

②男女共同参画条例の制定に向けた取組み

推進施策	事業の内容	担当課
男女共同参画条例の制定に向けた調査・研究	県主催の研修会への参加や他市町村の条例等の情報収集に努め、近隣自治体の動向も踏まえながら、条例制定を検討する。	総合政策課

成果指標	目標値等
情報収集	随時

③男女共同参画社会推進に関する相談窓口や活動拠点の整備

施策・事業	事業の内容	担当課
庁内推進会議の運営（再掲）	総合政策課に専門窓口を設置し、各課と連携して施策を推進するとともに、施策の進捗状況等を確認し、必要に応じた改善を図るなど、計画の進行管理に努める。	総合政策課

成果指標	目標値等
こおり男女共同参画プラン推進委員会の開催回数	年1回以上

④国・県・近隣市町村・関係機関等との連携及び相互協力体制の強化

推進施策	事業の内容	担当課
国・県・近隣市町村・関係機関等との連携と相互協力体制の強化	県主催の担当者会議や研究会、セミナー等に積極的に参加し、情報収集に努めるとともに、横の連携を深め、情報交換に努める。また、懇談会や講演会等を開催する際、県のアドバイザー派遣等の支援制度を積極的に活用する。	総合政策課

成果指標	目標値等
国や県の支援制度の活用回数	年1回

⑤男女共同参画推進に向けたチラシの作成

推進施策	事業の内容	担当課
男女共同参画を推進するチラシの作成	社会情勢や近隣市町村の動向に合ったチラシを作成し、家庭・学校・自治会等に配布し、男女共同参画の普及啓発を図る。	総合政策課

成果指標	目標値等
チラシ作成及び配布	3回 (10年間のうち)

⑥事業の進捗状況の把握及び公表

推進施策	事業の内容	担当課
町広報やホームページ等による公表	各課において男女共同参画に関する取組状況を整理し、懇談会に報告するとともに、各事業担当課と広報担当が連携を図りながら、広報紙やホームページ等で公表する。	総合政策課

成果指標	目標値等
進捗状況の公表	毎年実施

3 男女共同参画施策の計画的な推進

①施策の着実な推進と意識調査等の実施

推進施策	事業の内容	担当課
施策推進状況調査・男女共同参画意識調査の実施	推進懇談会委員や事業主等に対し、町民アンケート調査を行うなど、広聴の機会を設け、施策への意見反映に努める。	総合政策課

成果指標	目標値等
意識調査の実施回数	10年で2回

②男女共同参画社会の形成に関する定期的な調査・研究の実施

推進施策	事業の内容	担当課
女性の参画率等の調査	各種審議会・委員会の参画率を毎年調査し、国・県に報告する。	総合政策課
	企業や事業主の協力を得ながら、女性の登用率などについて調査を行い、施策の浸透状況を確認する。	

成果指標	目標値等
各種審議会・委員会等の参画率の調査	毎年実施



町民の皆さんの声を、施策に反映させています



町ホームページで男女共同参画に関する取り組みを発信

資料編

1. 用語集

【あ行】

M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。

エンパワーメント (empowerment)

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

【か行】

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

合計特殊出生率

1人の女性が一生の間に産む平均子ども数。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと

【さ行】

ジェンダー(gender)

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

男女がともに、ライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択によるバランスで形成すること。

性自認

性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。

性的指向

性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。

性的マイノリティ（sexual minority）

L：レズビアン（女性同性愛者）、G：ゲイ（男性同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（出生時に診断された性とは違う性を生きる人）の方など、性的指向（sexualorientation）又は性自認（gender identity）において何らかの意味で「性」のあり方が多数の人とは異なる人びとのことをいう。

性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

(reproductive health/rights)

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。

リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。

セクシュアル・ハラスメント（sexual harassment）

「性的いやがらせ」のこと。相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすること。

【た行】**多様性を尊重する社会（多様性社会）**

性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のこと。

テレワーク

情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。在宅勤務もテレワークのひとつの勤務形態である。

ドメスティック・バイオレンス（DV：domestic violence）

配偶者や恋人など親密な関係にあるものから振るわれる暴力のこと。

身体的暴力や性的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力なども含まれる。

【は行】**ポジティブ・アクション（positive action）（積極的改善措置）**

様々な分野において、参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するもの。

男女共同参画基本法では、積極的改善措置の実施は国の責務として規定され、また、地方公共団体においても地域の特性に応じ、国に準じた施策を実施する責務があるとされている。

【ま行】**マタニティ・ハラスメント(maternity harassment)**

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いを行うこと。また、上司や同僚等、職場から妊娠・出産等を理由とした嫌がらせ等を受けること。

無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのこと。

2. 参考資料等

桑折町男女共同参画プラン推進懇談会設置要綱

平成 15 年 4 月 1 日

訓令第 47 号

改正 平成 19 年 4 月 1 日訓令第 9 号

平成 24 年 1 月 1 日訓令第 2 号

平成 24 年 4 月 1 日訓令第 20 号

平成 27 年 3 月 26 日訓令第 7 号

(設置)

第 1 条 桑折町男女共同参画プランの推進にあたり、広く意見を求めるため、桑折町男女共同参画プラン推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(委員)

第 2 条 懇談会の委員は 15 人以内とする。

2 委員は、町内に住所を有する者、又は勤務している者のうちから、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 懇談会には、専門知識を有する者（アドバイザー）を置くことができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 懇談会に、会長及び副会長各 1 名をおき、委員の互選により定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 懇談会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じて関係機関の職員の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(協議事項)

第 5 条 懇談会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) こおり男女共同参画プランの推進に関すること

(2) 男女共同参画条例の制定に関すること

(3) その他男女共同参画社会の形成のための施策に関すること

(4) こおり男女共同参画プランに関すること

(事務局)

第 6 条 懇談会の事務局は、総合政策課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年訓令第 9 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年訓令第 2 号）

この訓令は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年訓令第 20 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年訓令第 7 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

桑折町男女共同参画プラン推進懇談会委員名簿

任期：令和3年11月1日～令和5年10月31日

職名	氏名	団体・役職名
委員	佐藤久仁夫	桑折町行政連絡員連合会会長
委員	藤倉 学	桑折町商工会青年部長
委員	中田 巧	桑折町 PTA 連絡協議会 (醸芳中学校 PTA 副会長)
委員	浜田 広美	桑折町社会福祉協議会
委員	蓬田由美子	JA ふくしま未来女性部伊達地区部長 兼桑折総合支部長
委員	大槻 睦子	NPO 法人ささえ愛ふらっと
委員	奥山 篤	桑折町工場協会事務局
委員	秋葉 一彦	福島信用金庫桑折支店支店長
委員	半澤利津子	一般公募
委員	市川 清子	一般公募
アドバイザー	星野 雅子	株式会社 Miyabi 代表

事務局

総合政策課	課長	大内 健矢
	政策推進係長	佐藤 剛史
	主査	丹治 愛莉

桑折町男女共同参画プラン推進委員会設置要綱

平成15年4月1日

訓令第46号

(設置)

第1条 桑折町における男女共同参画社会の形成を目指した基本計画の推進を図るため、桑折町男女共同参画プラン推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 推進委員会の委員は、副町長、教育長、会計管理者及び各所属長、その他委員長が認める者をもって構成する。

2 委員長は、副町長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、教育長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進委員会は、必要に応じ委員長が招集する

2 推進委員会の議長は、委員長の職にある者とする。

3 推進委員会において委員長は、必要に応じ関係機関の職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(推進事項)

第5条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

(1) こおり男女共同参画プランの推進に関すること

(2) 男女共同参画条例の制定に関すること

(3) その他男女共同参画社会の形成に関すること

(4) こおり男女共同参画プランに関すること

(事務局)

第6条 推進委員会の事務局は、総合政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令第8号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年訓令第1号)

この訓令は、平成24年1月1日から施行する。

附 則(平成24年訓令第15号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年訓令第10号)

この訓令は、平成25年5月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令第7号)

3. 男女共同参画社会基本法

発令：平成十一年六月二十三日法律第七十八号

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成一一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

4. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(女性活躍推進法)

発令：平成二十七年九月四日法律第六四号

最終改正：令和元年六月五日法律第二十四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄**（施行期日）**

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

発令：平成十三年四月十三日法律第三十一号

最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配

偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を

生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があっ

た場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第五百九条の規定 公布の日

6. DV等に関する主な相談先

分野	相談先	
女性・DV	内閣府 男女共同参画局「DV相談ナビ」	#8008
	法務省 人権擁護局「女性の人権ホットライン」	0570-070-810
	福島県 女性のための相談支援センター	024-522-1010
	福島県 男女共生センター	0243-23-8320
	福島県 県北保健福祉事務所	024-534-4118
	福島県 福島県警「性犯罪被害110番」	0120-503-732
	桑折町 総合政策課 男女共同参画担当窓口	024-582-2115
	桑折町 健康福祉課「DV・ハラスメント相談」	024-582-1133
人権	法務省 人権擁護局「みんなの人権110番」	0570-003-110
	法務省 福島地方法務局「人権相談」	024-534-1994
外国人	公益財団法人 福島県国際交流協会	024-524-1316
生活全般	福島県 男女共生センター	0243-23-8320

第3次こおり男女共同参画プラン

令和5年3月

桑折町 総合政策課

〒969-1692

福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下 22 番地7

TEL : 024-582-2115

FAX : 024-582-2479